

〈2-1 那須塩原市地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する要綱〉

那須塩原市地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する要綱

平成17年1月1日告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、自己の知識及び経験を生かして、地震、風水害、大火災等の発生した場合又はその発生のおそれのある場合に市への被害情報等の迅速な提供を行い、かつ、自主防災組織の育成並びに自主防災体制の充実及び強化に関して市への協力を行う那須塩原市地域消防防災活動協力員（以下「協力員」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力員の委嘱)

第2条 協力員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消防職員経験者、消防団員経験者その他これらに準ずる者として市長が適当と認める者
- (2) ボランティア精神に富む者であって、地域住民の信望のある者
- (3) 次条第1項の規定による活動を実践できる者

2 協力員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協力員の活動)

第3条 協力員は、市及び消防機関と連携して、地域における次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合における市への被害情報等の迅速な提供を行うこと。
- (2) 自主防災組織の育成指導を行うこと。
- (3) 地域住民の防災対策に関する相談に応じ、かつ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 高齢者、障害者等の災害弱者に対し、防災対策についての指導及び助言を行うこと。
- (5) 自主防災活動に対する指導及び助言を行うこと。

2 協力員は、前項の規定による活動を行うときは、地域消防防災活動協力員証（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動記録簿)

第4条 協力員は、前条第1項の規定による活動を行ったときは、その内容を地域消防防災活動協力員活動記録簿（様式第2号。以下「活動記録簿」という。）に記録しなければならない。

2 協力員は、市長の指示により、活動記録簿を市長に提出しなければならない。

(協力員の遵守事項等)

第5条 協力員は、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 協力員は、研修会への参加等によりその活動上必要な知識の習得に努めなければならない。

(市との連携)

第6条 協力員は、常に市との連携に努めるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

那須塩原市 災害応急対策計画初動体制

(平成31(2019)年度改訂版)

1. 初動体制の目的

災害発生時において被害を最小限にするためには、職員の迅速な参集と的確な対応が必要不可欠となる。そのため、災害応急対策計画において、職員の参集基準と担当部門ごとの役割分担を明確にすることを目的に初動体制を整備する。

2. 参集体制

職員は次のいずれかの適用基準に該当する状況になった場合は、直ちにあらゆる手段をもって指定された場所に参加しなければならない。参集形態は職員の所属によって、本庁（本庁舎）、西那須野庁舎及び塩原庁舎を単位とする。被害が長期化（2日以上）した場合（長期化が予想される場合も含む。）は、交代制とする。

また、災害警戒本部長又は災害対策本部長は、塩原支所のⅡ警戒体制、Ⅲ非常体制の際に本庁舎及び西那須野庁舎から塩原支所・箒根出張所へ支援部隊を派遣する。

① 適用基準と参集職員（本庁舎、西那須野庁舎と塩原庁舎の所属職員を基本として参集体系を整備する。）

（本庁舎所属職員）

配備体制	参集場所	適用基準	本部の名称	参集する職員	体制の概要	備考
Ⅰ 注意準備体制	本庁舎	1. 気象警報が発表されたとき 2. 9時間以内に台風が接近するとき 3. 震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒本部 (警戒本部)	総務部長、総務課長、(総務課防災担当職員) 都市計画課長、道路課長、農務畜産課長、 農林整備課長、教育総務課長、水道課長	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制（災害警戒本部を設置するが、被害が発生するおそれがない場合には、本部長は参集しないことがある）	・責任者は、 総務部長 ・所属長は、災害状況の程度によって参集職員を限定し、指定した者を参集させる
		4. 火口周辺警報（高原山火口周辺危険）が発表されたとき		総務課長、(総務課防災担当職員)		
		5. 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル2）が発表されたとき		総務課長、(総務課防災担当職員)、 商工観光課長		
Ⅱ 警戒体制	本庁舎	1. 6時間以内に台風が直撃するとき 2. 震度5強の地震が発生したとき 3. 市内に大規模火災が発生したとき 4. 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル3・高原山入山危険）が発表されたとき 5. 土砂災害警戒情報が発表されたとき	Ⅰの職員 建設部長、産業観光部長 シティプロモーション課長、環境課長、社会福祉課長、子育て支援課長、都市整備課長、 建築指導課長 ※状況によって、総務部長の判断で市長、副市長及びその他部長等の参集を要請する場合がある	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	・子育て支援課長、教育総務課長及び水道課長については、連絡員の参集に代えることができる	
Ⅲ 非常体制		1. 市内における24時間の連続雨量が200 ^{mm} を超えると見込まれるとき 2. 震度6弱以上の地震が発生したとき 3. 市内に大規模火災（死傷者が予想）が発生したとき 4. 噴火警報（那須岳噴火警戒レベル4又は5・高原山居住地域嚴重警戒）が発表されたとき 5. 市内に災害救助法が適用されたとき 6. その他災害により大規模な被害が予想される時	災害対策本部 (対策本部)	市長、副市長、教育長 Ⅱの職員 企画部長、生活環境部長、保健福祉部長、子ども未来部長、教育部長、上下水道部長、議会事務局長、選監固委員会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者、他本庁舎所属全職員 ※Ⅲ非常体制の際、各施設の職員は、状況に応じ所属長の判断により、当該施設又は管内の直近の庁舎への参集とする	全職員が参集し、各役割に応じた災害応急対策を実施する体制	・責任者は、 市長

(西那須野庁舎所属職員)

配備体制	参集場所	適用基準	本部の名称	参集する職員	体制の概要	備考
I 注意 準備 体制	西那須野 庁舎	1. 気象警報が発表されたとき 2. 9時間以内に台風が接近するとき 3. 震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒 西那須野 現地本部 (西那須野 警戒本部)	支所長 総務税務課長、(総務税務課防災担当職員) 産業観光建設課長 (教育総務課長、水道課長) →課長が本庁舎に参集する場合、課長が指名する者が参集する	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制(災害警戒本部を設置するが、被害が発生するおそれがない場合には、現地本部長は参集しないことがある)	・責任者は、 支所長 ・所属長は、災害状況の程度によって参集職員を限定し、指定した者を参集させる
II 警戒 体制		1. 6時間以内に台風が直撃するとき 2. 震度5強の地震が発生したとき 3. 市内に大規模火災が発生したとき 4. 土砂災害警戒情報が発表されたとき (管内に警戒区域は存在しないが、大雨被害に備えるための体制を整える)		Iの職員 市民福祉課長、保育課長、下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長 ※状況によって、支所長の判断により教育長、教育部長、子ども未来部長及び上下水道部長の参集を要請する場合がある(配備体制IIの場合のみ→配備体制IIIで本庁舎参集)		
III 非常 体制		1. 市内における24時間の連続雨量が200 ^{mm} を超えると見込まれるとき 2. 震度6弱以上の地震が発生したとき 3. 市内に大規模火災(死傷者が予想)が発生したとき 4. 噴火警報(那須岳噴火警戒レベル4又は5・高原山居住地域嚴重警戒)が発表されたとき 5. 市内に災害救助法が適用されたとき 6. その他災害により大規模な被害が予想されるとき	災害対策 西那須野 現地本部 (西那須野 対策本部)	IIの職員 西那須野庁舎所属全職員 ※市長が必要と認めた場合は、副市長を現地本部に派遣し、現地本部長として対応に当たらせる場合がある ※III非常体制の際、各施設の職員は、状況に応じ所属長の判断により、当該施設又は管内の直近の庁舎への参集とする	全職員が参集し、各役割に応じた災害応急対策を実施する体制	

(塩原庁舎・箒根出張所所属職員)

配備体制	参集場所	適用基準	本部の名称	参集する職員	体制の概要	備考	
I 注意準備体制	塩原庁舎 箒根出張所	1. 気象警報が発表されたとき 2. 9時間以内に台風が接近するとき 3. 震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒 塩原 現地本部 (塩原警戒本部)	【塩原庁舎参集】 支所長 総務福祉課長、(総務福祉課防災担当職員) 産業観光建設課長	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制(災害警戒本部を設置するが、被害が発生するおそれがない場合には、現地本部長は参集しないことがある)	・責任者は、支所長 ・所属長は、災害状況の程度によって参集職員を限定し、指定した者を参集させる(I体制)	
II 警戒体制		1. 6時間以内に台風が直撃するとき 2. 震度5強の地震が発生したとき 3. 市内に大規模火災が発生したとき 4. 土砂災害警戒情報が発表されたとき ※塩原ダムの連続雨量が130 ^{mm} を超えるおそれがあるときは、塩原庁舎の参集体制は、配備体制IIとする		【塩原庁舎参集】 塩原庁舎(塩原公民館含む)勤務全職員 【箒根出張所参集】 箒根出張所・ハロープラザ勤務全職員	災害警戒現地本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	※本庁舎・西那須野庁舎所属の参集職員は、塩原支所版災害対策マニュアルにおいて、あらかじめ塩原支所長が指名する	※II警戒体制では、塩原支所及び塩原地区公民館勤務職員は、原則全員参集となる
		5. 火口周辺警報(高原山入山危険)が発表されたとき		【塩原庁舎参集】 総務福祉課長、(総務福祉課防災担当職員) 産業観光建設課長			
III 非常体制		1. 市内における24時間の連続雨量が200 ^{mm} を超えると見込まれるとき 2. 震度6弱以上の地震が発生したとき 3. 市内に大規模火災(死傷者が予想)が発生したとき 4. 噴火警報(那須岳噴火警戒レベル4又は5・高原山居住地域厳重警戒)が発表されたとき 5. 市内に災害救助法が適用されたとき 6. その他災害により大規模な被害が予想されるとき ※塩原ダムの連続雨量が160 ^{mm} を超えるおそれ(国道400号の通行規制)のあるときは、塩原庁舎の参集体制は、災害警戒本部を継続したまま配備体制IIIとする	災害対策 塩原 現地本部 (塩原対策本部)	【塩原庁舎参集】 IIの職員 上下水道部(派遣職員) 本庁舎・西那須野庁舎所属で塩原地区在住(出身)又は塩原支所勤務経験のある職員 【箒根出張所参集】 IIの職員 ※市長が必要と認めた場合は、副市長を現地本部に派遣し、現地本部長として対応に当たらせる場合がある ※II又はIII体制の際、各施設の職員は、状況に応じ所属長の判断により、当該施設又は塩原庁舎、箒根出張所への参集とする	全職員が参集し、各役割に応じた災害応急対策を実施する体制 ※塩原庁舎参集職員のうちIIの職員以外の者は、塩原支所版災害対策マニュアルにおいて、あらかじめ塩原支所長が指名する	・責任者は、支所長 ※現地本部長は、災害対策本部長の指示のもと対応に当たる ※被害が甚大である場合には、本庁から支援部隊が派遣される	

塩原支所においては、配備体制II及びIIIにおいて塩原庁舎及び箒根出張所の2箇所を拠点にしての参集となるため、別に定める「塩原支所版災害対策マニュアル」に従い人員の確保を行い、参集職員を指定した上での確かな応急対応を行うことのできる体制を整備するものとする。

② 配備体制別の責任者と参集方法等

災害を認知した総務課長及び支所総務担当課長は、所管する庁舎（支所）の所属課長等に参集を要請する。総務担当課長から連絡を受けた課長等は、各課等において整備している緊急連絡網によって所属職員に対して参集命令を行う。ただし、地震発生時等に電話での連絡が取れない場合には、職員自らがテレビ、みるメール等で震度情報、気象情報などを収集して、参集命令の有無を問わず登庁するものとする。

所属及び 参集場 所	本 庁（本庁舎）	西 那 須 野 支 所	塩 原 支 所
配備体制			
I	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 総務部長 ・参集責任者 総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 西那須野支所長 ・参集責任者 西那須野支所総務税務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 塩原支所長 ・参集責任者 塩原支所総務福祉課長
II			
III	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 市長 ・参集責任者 総務課長 	※配備体制Ⅲの場合において、被害の状況などから判断し、市長が必要と認めた場合には、副市長を指定する現地本部に派遣し、現地本部長として対応に当たらせることがある。	

③ 本庁と支所の役割等

本庁は、原則として、市内全域の被害状況等の把握、被害応急対策の指示・調整を行う他、旧黒磯支所管内及び箒根出張所管内の被害調査、被害応急対策等の活動を行う（例 都市計画課の場合、本庁業務と旧黒磯支所管内及び箒根出張所管内の対応業務を担当する。）。

支所は、原則として、その担当する区域の被害調査、被害応急対策等の活動を主に行う。ただし、塩原支所においては、その担当区域を塩原地区に限定するものとするが、箒根出張所、ハロープラザ所属職員及び本庁舎・西那須野庁舎所属の応援職員は、配備体制Ⅱで箒根出張所に参集し、被害情報の収集と本庁への伝達、地区住民等への土嚢配付などの初動対応、本庁担当職員との共同による災害応急対策等に従事するものとする。

また、本庁が西那須野支所にある子ども未来部、上下水道部及び教育部は、市内全域の被害状況等の把握、被害応急対策の指示・調整及び市内全域の被害調査、被害応急対策等の活動を西那須野支所で担当するものとするが、状況に応じ、各部幹事課は本庁舎に職員を参集させるものとする。

なお、教育委員会事務局の出先機関（公民館、調理場等）は、それぞれの機関で担当する業務（避難所業務、被災者への炊き出し等）を行う。

④ 災害規模Ⅲの時の各施設職員の対応

各施設職員は、災害発生初期においては所属施設に出向き被災状況等の確認を行うものとし、その結果を報告した後は、所属長の指示する場所に参集するものとする。（例えば、施設が避難所となる場合には管理者として施設に留まり、施設の被害が甚大である場合には所属長の指定する庁舎に参集するなどの対応となる。）

⑤ 被害が甚大である支所への支援部隊の派遣

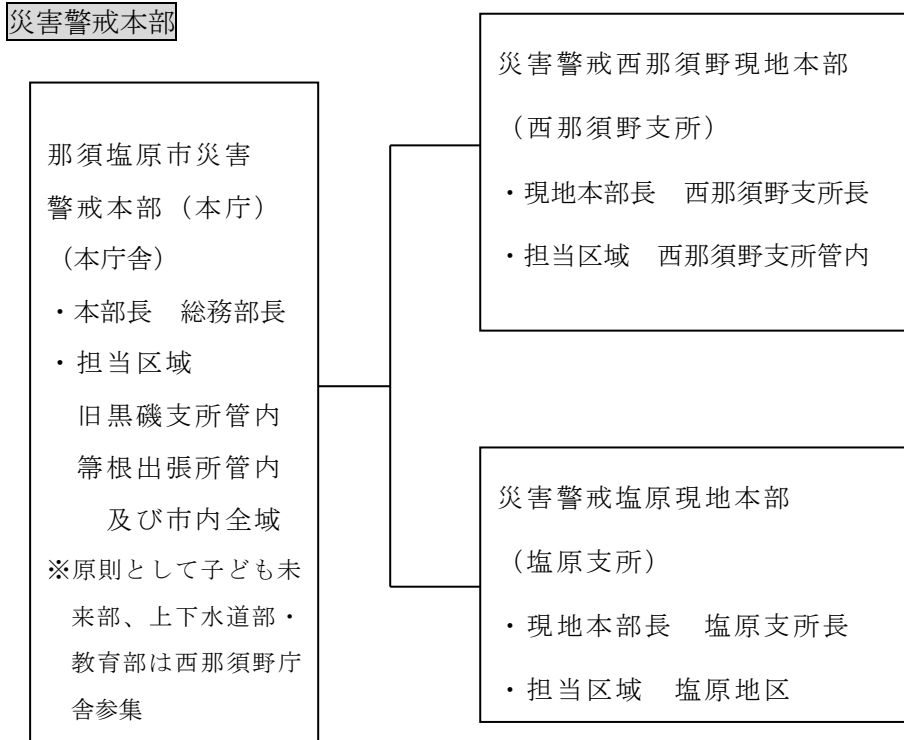
市長は、支所管内の被害が甚大である場合には、農業委員会事務局、選挙監査固定事務局、議事課及び会計課職員の一部を当該支所の現地本部へ派遣し、現地本部長の指揮下で応急対策業務を実施するよう命令することがある。

3. 災害対策本部（災害警戒本部）と災害対策現地本部（災害警戒現地本部）の関係

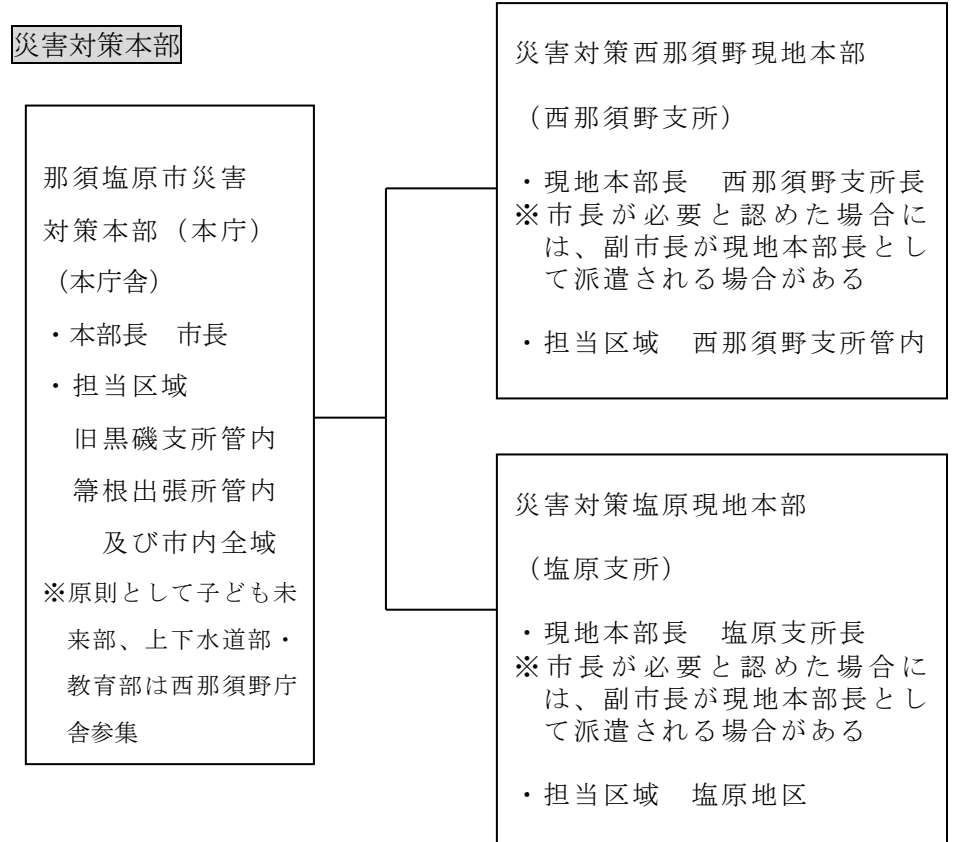
原則として、災害警戒本部（災害警戒現地本部）は配備体制Ⅰ・Ⅱの場合に、災害対策本部（災害対策現地本部）は配備体制Ⅲの場合に設置する（ただし、塩原ダムの連続雨量160ミリ超過のおそれにより、塩原支所の配備体制のみⅢに移行した場合は、災害警戒本部（災害警戒現地本部）を継続する。）。

また、本部と現地本部との関係は、下図のとおりとする。それぞれの役割としては、本部（本庁）は市内全域の被害状況の把握と初期災害応急対策指示等を行い、現地本部（支所）は所管する地域の被害状況の把握と初期災害対策等を行うこととする。

（配備体制Ⅰ・Ⅱ）



（配備体制Ⅲ）



4. 災害対策本部の設置

(1) 基準

1. 市内の24時間における連続雨量が200^{mm}を超えると見込まれるとき
2. 市内のいずれかの地点で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき
3. 市内に大規模火災（死傷者が予想）が発生したとき
4. 噴火警報（那須岳噴火警戒レベル4又は5・高原山住居地域嚴重警戒）が発表されたとき
5. 市内に災害救助法が適用されたとき
6. その他災害により大規模な被害が予想される時

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として本庁舎101会議室とする。（子ども未来部、上下水道部及び教育部は、西那須野庁舎参集とするが、状況に応じ、各部の幹事課は、本庁舎に職員を参集させるものとする。）ただし、本庁舎に本部を設置できない場合、又は、全市的でなく局地的な被害が発生した災害については、市長の判断により、指揮をとりやすい支所庁舎等に本部を設置する場合がある。

5. 災害発生時の措置（各担当の役割）

（配備体制Ⅰの場合）

小規模災害の情報収集と応急対策を実施する体制として、災害警戒（現地）本部を設置する。

本部（現地本部）には、原則としてそれぞれ下表の担当課長が参集し、職員の参集体制や応急対策等の内容を協議する。

●災害警戒本部（本庁）

担 当	措 置
総務課	①警戒本部の設置及び運営 ②警戒現地本部に対する指示等及び各支所からの情報収集 ③初期災害応急対策 ④市長、副市長、教育長への連絡 ⑤県及び防災関係機関との連絡 ⑥災害関連情報の発信及びマスコミの対応 ⑦支所への支援部隊の整備の総括
都市計画課 道路課	①市内全体の道路、河川、急傾斜地等の被害状況の把握と対策 ②支所への支援部隊の調整 ③土のう及び危険箇所対策用バリケードの用意 ④道路、河川、急傾斜地等のパトロールの実施、パトロール結果の警戒本部への報告 ⑤土のう配付希望者への対応 ⑥危険箇所の応急対応 ⑦倒木等の対応
農務畜産課 農林整備課	①市内全体の農作物、農道、農業用水路、観光施設等の被害状況の把握と対策 ②支所への支援部隊の調整 ③農作物、農道、農業用水路等のパトロールの実施、パトロール結果の警戒本部への報告 ④農作物の被害調査 ⑤観光施設利用者の安全確認及び施設調査のためのパトロールの実施、パトロール結果の警戒本部への報告
商工観光課	①那須岳噴火警戒レベル2が発表された場合は入山規制用看板及びロープ等の準備、観光施設等との連絡
教育総務課	①児童生徒の登下校における安全対策 ②文教施設の被害状況確認（本部には連絡員を参集させることができる）
水道課	①下水道施設の被害状況確認 ②原水及び浄水の水質水量監視（本部には連絡員を参集させることができる）

●災害警戒現地本部（支所）

担 当	措 置
西那須野支所総務税務課	①災害警戒現地本部の設置 ②災害に関する情報の収集 ③被害状況の把握 ④職員の動員 ⑤災害情報に関する広報 ⑥初期災害応急対策 ⑦警戒本部との連絡 ⑧消防署（分署）との連絡 ⑨被害情報、応急対策内容等の本部への報告
塩原支所総務福祉課	
西那須野支所産業観光建設課	①土のう及び危険箇所対策用バリケードの用意 ②道路、河川、急傾斜地等のパトロールの実施、パトロール結果の現地本部への報告 ③土のう配付希望者への対応 ④危険箇所の応急対応 ⑤倒木等の対応 ⑥農地、農道、農業用水路等のパトロールの実施、パトロール結果の現地本部への報告 ⑦農作物の被害調査 ⑧観光施設利用者の安全確認及び施設調査のためのパトロールの実施、パトロール結果の現地本部への報告
塩原支所産業観光建設課	

（配備体制Ⅱ の場合）

●災害警戒本部（本庁）

災害警戒本部は、原則として次の職員を本部員として設置し、職員の参集体制及び応急対策を協議するとともに、現地本部における担当業務を総括する。

本 部 員	担 当（総 括）業 務
総務部長 総務課長	①災害警戒本部全体の総括 ②警戒現地本部に対する指示等及び警戒現地本部からの情報収集 ③初期災害応急対策 ④市長、副市長、教育長への連絡 ⑤県及び防災関係機関との連絡 ⑥災害関連情報の整理及びマスコミへの対応（シティプロモーション課への情報提供） ⑦支所への支援部隊の整備の総括 ⑧火山噴火警戒情報の収集
建設部長 都市計画課長 道路課長	①市内全体の道路、河川、急傾斜地等の被害状況の把握と対策 ②支所への支援部隊の調整 ③土のう及び危険箇所対 応バリケードの用意 ④道路、河川、急傾斜地等のパトロール実施、パトロール結果の本部への報告 ⑤土のう配付希望 者への対応 ⑥危険箇所の応急対応 ⑦倒木等の対応 ⑧水処理センターと下水道施設のパトロール実施、パトロール結 果の本部への報告
産業観光部長 農務畜産課長 農林整備課長	①市内全体の農作物、農道、農業用水路、観光施設、工業団地雨水等排水施設等の被害状況の把握と対策 ②支所への支 援部隊の調整 ③農地、農道、農業用水路、観光施設等の現状調査及び観光客等の安全確認 ④工業団地雨水等排水施設 等のパトロールとパトロール結果の本部への報告 ⑤農作物の被害調査 ⑥那須岳噴火警戒レベル3が発表された場合の 対応（パトロール、登山者等への情報周知等）
環境課長	①市民からの環境衛生、廃棄物、市営バス等に関する問合せ対応
社会福祉課長	①避難所開設の検討 ②避難行動要支援者対策
子育て支援課長	①園児及び児童の安全対策 ②保育園等部所管施設の被害状況確認 （本部には連絡員を参集させることができる）
シティプロモーション課長	①災害関連情報の発信及びマスコミ対応 ②参集要請等に関する警戒本部長との調整
教育総務課長	①児童生徒の登下校における安全対策 ②文教施設の被害状況確認 （本部には連絡員を参集させることができる）
水道課長	①下水道施設の被害状況確認 ②原水及び浄水の水質水量監視 （本部には連絡員を参集させることができる）

●災害警戒現地本部〔本庁舎・各支所〕

塩原現地本部においては、配備体制Ⅱの段階で塩原支所及び塩原地区公民館勤務の全職員が参集となるが、状況に応じ、支援部隊としてあらかじめ塩原支所版災害対策マニュアルで指定した職員に支援を要請し、人員の確保を行う。（支援部隊は箒根出張所参集とし、塩原現地本部長が参集命令を行う。）

担 当	措 置
本庁舎 総務課	①災害警戒現地本部の総括 ②災害に関する情報の収集 ③被害状況の把握 ④職員の動員 ⑤災害情報に関する広報 ⑥初期災害応急対策 ⑦災害警戒本部との連絡 ⑧消防署（分署）との連絡 ⑨火口周辺警報（高原山入山危険）が発表された場合は情報収集及びパトロールの実施（塩原支所総務福祉課）
西那須野支所 総務税務課	
塩原支所 総務福祉課	
箒根出張所	①箒根地区区内における被害情報等の収集と災害警戒本部への報告 ②職員の動員 ③土のう配布希望者への対応 ④本庁担当職員との共同応急対策
本庁舎 都市計画課・都市整備課・道路課・建築指導課	①土のう及び危険箇所対応用バリケードの用意 ②道路、河川、急傾斜地等のパトロールの実施、パトロール結果の現地本部への報告 ③土のう配付希望者への対応 ④危険箇所への対応 ⑤倒木等への対応 ⑥那須岳噴火警戒レベル3が発表された場合はパトロールの実施、交通規制用看板及びロープ等の準備（道路課）
西那須野支所 産業観光建設課（建設係）	
塩原支所 産業観光建設課（建設係）	
本庁舎 農務畜産課・農林整備課・商工観光課	①農地、農道、農業用水路、観光施設等の現状調査及び観光客等の安全確認 ②工業団地雨水等排水施設等のパトロールの実施、パトロール結果の現地本部への報告 ③農作物の被害調査 ④那須岳噴火警戒レベル3が発表された場合は入山規制対応、観光施設等との連絡（商工観光課）
西那須野支所 産業観光建設課（農林係）	
塩原支所 産業観光建設課（農林係）	
西那須野支所 水道課・下水道課	①浄水場等水道施設の状況確認 ②原水及び浄水の水量水質の監視と施設管理 ③管路等の巡視 ④断水世帯への対応 ⑤水処理センター及び下水道施設のパトロールの実施、パトロール結果の現地本部への報告 ⑥措置状況の現地本部への報告
本庁舎 シティプロモーション課	①災害関連情報の発信及びマスコミ対応
本庁舎 環境課	①市民からの環境衛生、廃棄物、市営バス等に関する問合せ対応
本庁舎 社会福祉課	①避難所開設等の準備 ②避難行動要支援者対策
西那須野支所 教育総務課・学校教育課・生涯学習課・スポーツ振興課	①児童生徒の登下校における安全対策 ②文教施設の被害状況確認 ※塩原公民館及びハロープラザにおいては、塩原支所版災害対策マニュアルに従い担当業務に当たる
塩原支所 塩原公民館・ハロープラザ	
西那須野支所 子育て支援課・保育課	①園児及び児童の安全対策 ②保育園等部所管施設の被害状況確認

(配備体制Ⅲ の場合)

市長を本部長とする災害対策本部を設置し、全職員が参集する。役割分担は、原則として部（支所）単位とし、部長（支所長）の責任のもと初動体制をとる。また、支所庁舎に属する課等は、それぞれ所属する支所における現地本部のもとで分担した役割を果たす。

【災害対策本部設置時等の各部等の事務分掌】

●災害対策本部〔本庁（本庁舎）〕

部 局 等	措 置
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置及び運営、災害対策現地本部の設置及び運営の指示 ・ 災害関係情報の収集、集計及び職員への伝達（職員動員を含む） ・ 被害状況の県への報告 ・ 部内関係の被害状況等の情報の収集、部内及び支所関連課との連絡調整 ・ 各部の連絡調整 ・ 避難準備情報の発表、避難勧告（指示）の発令、避難警戒区域の設定及びこれら情報の対象区域住民への周知 ・ 人員不足の部局に対する人員（会計課、農業委員会事務局、議会事務局、選挙等事務局、その他市の雇用する者）の配置及び災害救助法（応急救助のための労力）の事務 ・ 消防機関（消防本部、消防署、消防団）及び警察署等防災関係機関との情報交換及び連携 ・ 消防団本部・黒磯支団（水防団）への指示 ・ 県、応援協定締結市町、指定地方行政機関への職員の派遣要請 ・ 自衛隊の派遣要請、自衛隊災害救援活動の調整、宿舍の準備、使用資材の準備 ・ ライフライン関係機関（東京電力、NTT等）との連携 ・ 県消防防災ヘリコプターの出動要請 ・ 災害救助法（応急救助のための労力・救出）の事務 ・ 鉄道駅との連携、帰宅困難者等の状況等に関する情報収集 ・ 各避難所との連絡調整及び避難所への物資搬送に関する調整 ・ 災害対策の記録整理 ・ 被害調査結果の取りまとめ及び被災者名簿の集計 ・ 宇都宮地方気象台との連携による気象情報等の収集 ・ 被災者からの問合せ、相談、要望の対応 ・ 災害対策本部庁舎の維持管理 ・ 災害対策用自動車の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー協議会への協力依頼（協定に基づく応援要請） ・災害対応人員、物資等の搬送用車両の配車及び借上げ（県への配車依頼を含む） ・被災者等の緊急輸送バス等の運転 ・臨時電話の設置及び自家発電の手配 ・災害対策の予算措置 ・被害家屋の調査及び家屋に関するり災証明発行 ・生活環境部及び保健福祉部への応援職員の派遣 ・備蓄品等の手配及び搬出等の手配 ・自主防災組織との連携による被害情報の収集（企画部担当業務との連携）
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・電算及び情報関連機器施設等の保安、通信機器及び情報発信機器の確保 ・在市外国人への対応（避難行動要支援者（外国人）対策） ・災害関係の市民への広報及び災害記録写真等の収集 ・マスコミへの対応（報道機関への放送の要請を含む） ・市民等への災害情報の発信に係る機器、システム等の管理 ・自治会（自主防災組織）からの被害情報の収集（総務部担当業務との連携） ・保健福祉部への応援職員の派遣
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・支所関連課との連絡調整 ・遺体の捜索、処置、収容、埋葬関係及び災害救助法（遺体取扱・埋葬等）の事務 ・ねずみ及び衛生害虫の駆除対策（感染症生活衛生対策班の編成） ・動物保護、死亡動物（家畜を除く）の処理 ・廃棄物の処理、がれき対策 ・危険物施設等における危険物の河川等への大量流失に対する応急措置 ・し尿処理に関する那須地区広域行政事務組合との調整 ・避難所等における仮設トイレの整備及びペットのためのスペースの確保 ・警察署への協力（災害地警備・交通規制等） ・被災者及び緊急物資の輸送、輸送手段及び物資集積所の確保 ・帰宅困難者等の代替輸送手段の確保 ・高速道路等における災害時優先通行車両の確保及び通行許可証等の発行
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・支所関連課との連絡調整 ・災害救助法関係の取りまとめ、災害救助費の支給申請 ・避難所の開設及び運営（人員配置及び他部局等からの応援職員の受入れ等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法（避難施設関係、医療救護・助産）の事務 ・避難行動要支援者（障害者、乳幼児、高齢者、要介護者等）対策 ・日本赤十字社栃木県支部への協力要請 ・市社会福祉協議会との連絡調整 ・義援金、義援物資の受入れ及び配分 ・医療救護班の設置 ・医師会への出動要請 ・救護所の設置運営 ・医薬品等の県への供給要請 ・感染症対策（感染症生活衛生対策班の編成） ・医療施設の被害情報収集 ・被災地及び避難所等における保健衛生対策、食品衛生監視指導 ・身元判明遺体に係る埋火葬許可
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・支所関連課との連絡調整 ・家畜伝染病予防対策及び死亡家畜処理 ・農地農業用施設等の応急対策 ・農地森林の被害調査 ・農地流失等に関するり災証明発行 ・産業、観光関係施設の点検及び被害の調査 ・被災者への生活必需品等の供給及び災害救助法（生活必需品の給与等）の事務 ・商工会等との連絡調整、企業等の被災状況の把握 ・中小企業に対するり災証明発行 ・被災者への住宅のあっせん（雇用促進住宅） ・観光客、宿泊客等への災害情報の伝達及び観光地等の被害状況の把握 ・那須岳噴火警戒レベル4又は5が発表された場合は入山規制対応、観光施設等との連絡
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・支所関連課との連絡調整 ・道路（橋梁を含む）の被害調査及び応急対策 ・避難路の確保 ・土砂災害危険箇所巡回、点検等 ・建設業協会、電設業協会への協力依頼（協定に基づく応援要請） ・浸水被害の拡大防止

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への住宅のあっせん、提供（市営住宅、借上げ民間住宅等） ・災害救助法（住宅の応急修理、仮設住宅の建設等）の事務 ・河川等警戒箇所巡回 ・風倒木等の対策 ・家屋、道路、河川等の障害物除去及び障害物集積所の確保並びに災害救助法（障害物の除去）の事務 ・除雪活動 ・河川護岸、堤防損壊等の応急対策 ・震災被災住宅応急危険度判定の実施 ・被災宅地危険度の判定の実施 ・噴火警戒レベル4又は5が発表された場合は、那須岳周辺道路への交通規制対応
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に関する経費の出納 ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力）
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力）
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会災害対策本部の設置及び運営の支援 ・市議会議員への情報提供 ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力）
選管等事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等補助（人員不足に対する協力）
消防団黒磯支団 （水防団）	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動及び救助活動 ・土砂災害危険箇所、河川等の監視警戒 ・警戒区域の設定 ・浸水被害の拡大防止 ・避難勧告等及び警戒区域、気象災害情報等の住民への周知 ・遺体及び行方不明者の捜索
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者、災害応急救助従事者等に対する食料の調達及び給食 ・ボランティアの受入れ、活動支援 ・保健福祉部との連携による被災者支援活動

●災害対策現地本部〔西那須野庁舎〕

部 局 等	措 置
西那須野支所 (総務税務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策現地本部の設置及び運営 ・ 通信手段の確保 ・ 支所内災害関係情報の収集、集計及び職員への伝達（職員動員を含む） ・ 支所内被害状況の情報収集と災害対策本部への報告 ・ 災害対策本部との連絡 ・ 支所内自主防災組織との連携による被害情報の収集 ・ 支所内消防機関（消防署、消防団）及び警察署との情報交換等 ・ 消防団西那須野支団（水防団）への指示 ・ 支所内災害対策の記録整理 ・ 支所内各避難所との連絡調整及び避難所への物資搬送に関する調整 ・ 支所内被災者名簿の集計 ・ 支所内各課の連絡調整 ・ 被災者からの問合せ、相談、要望の対応 ・ 災害対策現地本部庁舎の維持管理 ・ 支所内災害対策用自動車の確保 ・ 支所内車両の配車及び借り上げ ・ 支所内臨時電話の設置 ・ 支所内避難勧告（指示）の避難警戒区域住民への周知 ・ 支所内被害家屋の調査 ・ 災害対策本部への人員派遣要請
(市民福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の情報の収集及び本庁関連課との連携 ・ 支所内被災者、緊急物資の輸送、輸送手段の確保 ・ 支所内遺体の捜索、処置、収容、埋葬関係 ・ 支所内動物保護、死亡動物（家畜を除く）の処理 ・ 支所内廃棄物の処理 ・ 支所内危険物施設等からの危険物大量流失に対する応急措置 ・ 支所内避難行動要支援者（障害者、高齢者、乳幼児、要介護者、外国人等）対策 ・ 警察署への協力（支所内災害地警備・交通規制等） ・ 支所内仮設トイレの整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・支所内避難所の開設及び運営（人員配置） ・支所内避難所等における栄養指導 ・義援金、義援物資の受入 ・支所内救護所の設置運営、医療施設の被害情報収集 ・感染症生活衛生対策班の編成（支所内感染症対策、ねずみ及び衛生害虫の駆除対策） ・支所内身元判明遺体に係る埋火葬許可
(産業観光建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の収集及び本庁関連課との連携 ・支所内農地森林被害の調査 ・支所内家畜伝染病予防対策及び死亡家畜処理 ・支所内農地農業用施設等の応急対策 ・支所内農地流失等に係るり災証明発行 ・支所内産業、観光関係施設の点検及び被害の調査 ・支所内被災者への生活必需品等の供給 ・商工会（西那須野）等との連絡調整、支所内企業等の被災状況の把握 ・支所内中小企業に対するり災証明発行 ・支所内土砂災害危険箇所の点検等 ・支所内河川等警戒箇所の巡回及び危険箇所の点検等 ・支所内道路（橋梁を含む）の被害調査及び応急対策 ・支所内避難路の確保 ・支所内浸水被害の拡大防止 ・支所内風倒木等の対策 ・支所内家屋、道路、河川等の障害物除去及び障害物集積所の確保 ・支所内除雪活動 ・支所内河川護岸、堤防損壊等の応急対策 ・西那須野地区工業団地の雨水排水の巡回、点検等及び被害の調査
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の収集、部内及び災害対策本部との連絡調整 ・園児及び児童の安全確保 ・避難所設置及び避難所運営の協力（人員配置） ・保健福祉部への応援職員の派遣 <p>※原則として西那須野庁舎において業務を行うが、幹事課においては状況に応じ、本庁舎に職員を参集させ連絡調整を行うものとする。</p>

<p>教育部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の収集、部内及び災害対策本部との連絡調整 ・児童生徒の安全確保 ・避難所となる学校施設の学校長への連絡 ・帰宅困難児童生徒の保護 ・避難所等における被災者、災害応急救助従事者に対する食料の調達及び給食、並びに災害救助法（食品の給与）の事務 ・避難所設置の協力（学校、公民館、武道館）及び避難所運営の協力（人員配置） ・学校及び社会教育施設の被害調査 ・文化財の被害調査及び保護 ・西那須野支所市民福祉課の業務応援 <p>※原則として西那須野庁舎において業務を行うが、幹事課においては状況に応じ、本庁舎に職員を参集させ連絡調整を行うものとする。</p>
<p>上下水道部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の収集、部内及び災害対策本部との連絡調整 ・上水道施設の被害調査及び応急対策 ・被災者への飲料水等の提供及び災害救助法（応急給水）の事務 ・飲料水の確保（備蓄、流通備蓄の手配） ・管工事業協同組合への協力依頼（協定に基づく応援要請） ・下水道施設の被害調査及び応急対策 ・浸水被害の拡大防止 ・道路（橋梁を含む）の被害調査及び応急対策 ・塩原現地本部への職員の派遣 <p>※原則として西那須野庁舎において業務を行うが、幹事課においては状況に応じ、本庁舎に職員を参集させ連絡調整を行うものとする。</p>
<p>消防団西那須野支団 （水防団）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動及び救助活動 ・土砂災害危険箇所、河川等の監視警戒 ・警戒区域の設定 ・浸水被害の拡大防止 ・避難勧告等及び警戒区域、気象災害情報等の住民への周知 ・遺体及び行方不明者の搜索

●災害対策現地本部〔塩原庁舎、箒根出張所〕

※「措置」の記載中、応急対策に関する事項で「支所内」とあるのは、「塩原地区内」と読み替える

部 局 等	措 置
塩原支所 （総務福祉課） （箒根出張所） ※箒根出張所においては、主に箒根地区内の被害状況の把握及び応急対策と災害対策本部への報告業務を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策現地本部の設置及び運営 ・ 防災行政無線（同報系）の開局 ・ 通信手段の確保 ・ 支所内災害関係情報の収集、集計及び職員への伝達（職員動員を含む） ・ 支所内被害状況の災害対策本部への報告 ・ 支所内施設等の被害状況等の情報収集及び本庁関連課との連携 ・ 支所内消防機関（消防分署、消防団）及び警察署との情報交換等 ・ 支所内自主防災組織との連携による被害情報の収集 ・ 消防団塩原支団（水防団）への指示 ・ 支所内災害対策の記録整理 ・ 支所内避難所の開設及び運営（人員配置） ・ 支所内各避難所との連絡調整及び避難所への物資搬送に関する調整 ・ 支所内被災者名簿の集計 ・ 支所内各課の連絡調整 ・ 被災者からの問合せ、相談、要望の対応 ・ 災害対策現地本部庁舎の維持管理 ・ 支所内災害対策用自動車の確保 ・ 支所内車両の配車及び借り上げ ・ 支所内臨時電話の設置 ・ 支所内避難勧告（指示）の避難警戒区域住民への周知 ・ 支所内被害家屋の調査 ・ 支所内被災者及び緊急物資の輸送、輸送手段の確保 ・ 支所内遺体の捜索、処置、収容、埋葬関係 ・ 支所内動物保護、死亡動物（家畜を除く）の処理 ・ 支所内廃棄物の処理 ・ 支所内危険物施設等からの危険物大量流失に対する応急措置 ・ 支所内避難行動要支援者（障害者、高齢者、乳幼児、要介護者、外国人等）対策

	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署への協力（支所内災害地警備・交通規制等） ・支所内仮設トイレの整備 ・義援金、義援物資の受入 ・支所内救護所の設置運営、医療施設の被害情報収集 ・感染症生活衛生対策班の編成（支所内感染症対策、ねずみ及び衛生害虫の駆除対策） ・支所内身元判明遺体に係る埋火葬許可 ・災害対策本部への人員派遣要請
（産業観光建設課）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の収集及び本庁関連課との連携 ・支所内農地森林被害の調査 ・支所内家畜伝染病予防対策及び死亡家畜処理 ・支所内農地農業用施設等の応急対策 ・支所内農地流失等に係るり災証明発行 ・支所内産業、観光関係施設の点検及び被害の調査 ・支所内被災者への生活必需品等の供給 ・商工会（塩原）等との連絡調整、支所内企業等の被災状況の把握 ・支所内中小企業に対するり災証明発行 ・支所内土砂災害危険箇所の点検等 ・支所内道路（橋梁を含む）の被害調査及び応急対策 ・支所内避難路の確保 ・支所内河川等警戒箇所の巡回 ・支所内浸水被害の拡大防止 ・支所内風倒木等の対策 ・支所内家屋、道路、河川等の障害物除去及び障害物集積所の確保 ・支所内除雪活動 ・支所内河川護岸、堤防損壊等の応急対策 ・観光客、宿泊客等への災害情報の伝達及び観光地等の被害状況の把握 ・高原山麓厳重警戒が発表された場合は、入山規制対応、観光施設等との連絡
教育部 （塩原公民館） （ハロープラザ）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報の収集及び本庁教育部との連携 ・支所内被災者、災害応急救助従事者への給食 ・避難所設置及び運営の協力

上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域内の上下水道施設の被害状況等の情報の収集と本庁上下水道部への報告 (本庁上下水道部からの派遣職員が対応する)
消防団塩原支団 (水防団)	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動及び救助活動 ・土砂災害危険箇所、河川等の監視警戒 ・警戒区域の設定 ・浸水被害の拡大防止 ・避難勧告等及び警戒区域、気象災害情報等の住民への周知 ・遺体及び行方不明者の捜索

6. 防災関係機関等への通報

本庁総務課は、必要に応じて下記の機関と連絡をとり、情報交換等を行う。

機 関	NW-TEL	NTT-TEL
栃木県危機管理課	88-500-2136	028-623-2136
那須地区消防本部 (通信指令課)	-	0287-28-5111
那須地区消防組合黒磯消防署	-	0287-62-0736
那須地区消防組合西那須野消防署	-	0287-36-2300
那須地区消防組合塩原分署	-	0287-32-2949
那須塩原警察署	88-681	0287-67-0110
大田原土木事務所	88-533-3022	0287-23-6611
陸上自衛隊第12特科隊第3中隊	88-702-05	028-653-1551
東京電力(株)栃木北支社	-	0287-55-2011
NTT東日本栃木支店	88-710-02	028-662-4256
大田原市危機管理課	88-610-331	0287-23-1115
那須町総務課	88-645-321	0287-72-6901
日光市総務課	88-607-1311	0288-21-5130
矢板市総務課	88-611-206	0287-43-1111
矢板土木事務所ダム管理部	88-534-225	0287-43-5224
宇都宮地方气象台	88-701-03	028-635-7260

7. 実際の初動対応手順

(参集基準の区分に従い、それぞれ想定される被害に対応する初動体制についての基本的な対応手順を記載する。)

【1】気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪等）が発表された場合（配備体制Ⅰ・Ⅱ）

・災害警戒本部（本 庁）

担 当 手 順	総 務 課	都市計画課・道路課	農務畜産課・農林整備課	水 道 課 (西那須野庁舎)
①警報等の発表	総務課防災担当が警報内容を確認			
②災害警戒本部及び災害警戒現地本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置 ・現地本部の設置を支所に確認 ・みるメールによる情報発信 			
③関係各課、管理職等に参集要請の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課、農務畜産課に対し、関係各課の参集を要請 ・市長に警戒本部設置を報告 	関係課長の本部参集	関係課長の本部参集	・課長又は連絡員の本部参集
④気象情報の収集	防災ネットワーク、宇都宮地方気象台等から逐次情報を収集			
⑤関係各課参集	対策会議開催⇒総務課長から気象情報等の説明（Ⅱ警戒体制への移行判断）			警戒本部に対し状況確認
⑥パトロール指示	幹事課長等、支所長にパトロール開始の指示	建設部内パトロール指示その他支所との連絡調整	産業観光部内パトロール指示その他支所との連絡調整	上下水道部内パトロール指示
⑦パトロールの結果対策会議	パトロール結果聴取、対策会議の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部内パトロール結果聴取、対策会議 ・市内全体の道路、河川、土砂災害危険箇所等の被害状況の掌握及び対策の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全体の農作物、観光施設、工業団地雨水等排水施設、農道、農業用水路等の被害状況の掌握及び対策の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全体の原水等の水質等の監視施設管理、管路等の巡視
⑧職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課、消防本部等との連絡 ・市長との連絡調整 ・市民への対応 ・災害関連情報の発信及びマスコミの対応 （Ⅱ体制においては、シティプロモーション課が対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール及び現地本部からの連絡等による被害情報の収集 		<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の応急対策 ・断水世帯等への対応

※教育総務課長は、学校その他の教育等施設について、被害状況の確認、児童生徒等の安全確認等を行い、本部に報告（参集）する。

※子育て支援課長は、保育園その他の所管施設について、被害状況の確認、園児等の安全確認等を行い、本部に報告（参集）する。（Ⅱ体制）

・災害警戒現地本部〔本庁舎・各支所〕

<p>担 当</p> <p>手 順</p>	<p>本庁舎 総務課 西那須野支所 総務税務課 塩原支所 総務福祉課</p>	<p>本庁舎（Ⅰ・Ⅱ） 都市計画課・道路課 （Ⅱ）都市整備課、建築指導課 西那須野支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（建設係） 水道課・下水道課 塩原支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（建設係）</p>	<p>本庁舎（Ⅰ・Ⅱ） 農務畜産課・農林整備課 （Ⅱ）商工観光課 西那須野支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（農林係） （Ⅱ）同（商工観光係） 塩原支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（農林係） （Ⅱ）同（観光商工係）</p>
<p>①大雨警報等の発表</p>	<p>防災担当（本庁・支所）が警報内容を確認</p>		
<p>②災害警戒現地本部の設置</p>	<p>災害警戒現地本部の設置</p>		
<p>③関係者の参集要請の連絡</p>	<p>支所長及び関係各課長に参集要請</p>	<p>関係課長の本部参集</p>	<p>関係課長の本部参集</p>
<p>④気象情報の収集</p>	<p>防災ネットワーク等から逐次気象情報を収集</p>		
<p>⑤関係各課参集</p>	<p>対策会議開催⇒総務課長から気象情報等の説明（Ⅱ警戒体制へ移行となる場合、幹事課長は部長及び部内参集課長に対して参集を要請、総務担当課長はその他のⅡ参集課長に対して参集を要請）</p>		
<p>⑥パトロール</p>	<p>総務部長、支所長が関係課長にパトロールを命令</p>	<p>関係課長が所属職員に対してパトロール実施の指示</p>	<p>関係課長が所属職員に対してパトロール実施の指示</p>
		<p>・道路、河川、土砂災害危険箇所等のパトロール ・危険箇所応急対応</p>	<p>・農道、農業用水路、観光施設等のパトロール及び農作物の被害調査 ・危険箇所応急対応 ・観光利用者の安全確認と指導</p>
		<p>パトロール結果を支所長、幹事課長に報告</p>	<p>パトロール結果を支所長、幹事課長に報告</p>
	<p>パトロール結果聴取及び警戒本部（総務部長）に報告し、対策会議を開催</p>	<p>支所長、幹事課長が、パトロール結果を現地本部に報告</p>	<p>支所長、幹事課長が、パトロール結果を現地本部に報告</p>
	<p>総務部長、支所長が各関係課長に危険箇所対応を指示</p>	<p>関係課長が所属職員に対して危険箇所対応の指示</p>	<p>関係課長が所属職員に対して危険箇所対応の指示</p>
<p>⑦職員の対応</p>	<p>・最新の気象情報収集 ・市民への対応 ・消防署（分署）との連絡</p>	<p>・所属長の指示に従い、災害応急対応に従事</p>	

(注意事項)

- ア 原則として西那須野支所、塩原支所に災害警戒現地本部を置く。本庁は支所間の連絡調整に当たる。
- イ 原則として災害警戒（現地）本部の配備体制は、本庁及び各支所在勤の職員で対応する。ただし、塩原支所においては、配備体制Ⅱの段階で塩原支所、塩原公民館、ハロープラザ在勤全職員の参集となるが、状況に応じ、支援部隊としてあらかじめ指定する塩原地区在住者又は塩原支所勤務経験者である本庁及び西那須野支所勤務の職員に参集を要請し、人員の確保を行う（塩原支所版災害対策マニュアルのとおり）。
- ウ 土のう、バリケード等は、あらかじめ平時から本庁及び各支所において建設部局が中心となって十分な数を準備しておく。
- エ 各幹事課及び支所総務担当課は、床上、床下浸水の多発地域をあらかじめ掌握しておき、大雨時に速やかに状況確認ができるように備えておく。

【2】台風が9時間以内に本市に接近すると予測される場合（配備体制Ⅰ）

・災害警戒本部（本 庁）

担当 手順	総務課	都市計画課・道路課	農務畜産課・農林整備課	水道課 (西那須野庁舎)
①台風接近 9時間前以前	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長、総務課長、都市計画課長、道路課長、農務畜産課長、農林整備課長、教育総務課長、水道課長で台風情報の確認と対策打合せ ・本庁総務課防災担当が各支所防災担当（総務税務課、総務福祉課）に打合せ結果を報告 			
②職員待機 接近9時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の開設 ・県防災ネットワークによる台風情報の確認 ・総務課防災担当職員が庁舎に待機 ・市民からの電話等の受付 ・みるメールによる情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場（自宅）待機 ・上下水道部においては、幹事課長又は連絡員の本部参集調整 		
③職員招集	都市計画課長、農務畜産課長、支所長に職員招集要請（参集時間は、台風の進路や強さなどを勘案し、その都度判断する。）			
④関係各課参集	対策会議開催⇒総務課長から台風進路や気象情報等の説明			警戒本部に対し状況確認
⑤パトロールの 指示	幹事課長等、支所長にパトロール開始の指示	建設部内パトロール指示 及び支所との連絡調整	産業観光部内パトロール指 示及び支所との連絡調整	上下水道部内パトロール指 示
⑥パトロール結 果対策会議	パトロール結果聴取、対策会議			
		担当部内パトロール結果聴取、対策会議	市内全域の道路、河川、 土砂災害危険箇所等のパ トロールの結果掌握	市内全体の農作物、観光施 設、農道、農業用水路等の パトロールの結果掌握
⑦職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課等との連絡等 ・三役との連絡調整 ・災害関連情報の発信及びマスコミの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地本部における被害情報の収集及びパトロール等の業務に従事 		<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の応急対策 ・断水世帯等への対応

・災害警戒現地本部〔本庁舎・各支所〕

<p>担当</p> <p>本庁舎 総務課 西那須野支所 総務税務課 塩原支所 総務福祉課</p> <p>手順</p>		<p>本庁舎（Ⅰ・Ⅱ） 都市計画課・道路課 （Ⅱ）都市整備課・建築指導課 西那須野支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（建設係） 水道課・下水道課 塩原支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（建設係）</p>	<p>本庁舎（Ⅰ・Ⅱ） 農務畜産課・農林整備課 （Ⅱ）商工観光課 西那須野支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（農林係） 塩原支所（Ⅰ・Ⅱ） 産業観光建設課（農林係）</p>
<p>①台風接近9時間前以前</p>	<p>・総務部長、総務課長、都市計画課長、道路課長、農務畜産課長、農林整備課長、教育総務課長で台風情報の確認と対策打ち合わせ ・本庁総務課防災担当が各支所防災担当（総務税務課、総務福祉課）に打合せ結果を報告 ※支所においては、総務担当課長が支所内関係課長に本部の打合せ結果を伝達し、支所内の体制打合せを行う</p>		
<p>②職員待機 （接近9時間前）</p>	<p>・災害警戒現地本部の開設 ・県防災ネットワークによる台風情報の確認 ・総務防災担当職員が接近9時間前から庁舎に待機 ・台風情報の職員への周知（庁内放送等による。塩原支所については、同報系防災行政無線で住民周知も行う。） ・市民からの電話の応対</p>	<p>・職場（自宅）待機</p>	
<p>③職員招集</p>	<p>・総務部長、支所長がその他職員の参集時間の決定 ・総務担当課長が関係課長に参集を要請</p>	<p>・関係課長が職員の参集時間の決定 ・幹事課長が部長に対して参集要請</p>	<p>・関係課長が職員の参集時間の決定 ・幹事課長が部長に対して参集要請</p>
<p>④関係各課参集</p>	<p>対策会議開催⇒総務担当課長から台風進路や気象情報等の説明</p>		
	<p>・支所長、幹事課長等が職員にパトロールを命令</p>	<p>・関係課長がパトロール実施の指示</p>	<p>・関係課長がパトロール実施の指示</p>
		<p>・道路、河川、土砂災害危険箇所等のパトロール、危険箇所応急対応</p>	<p>・農道、農業用水路、観光施設等のパトロール、危険箇所応急対応 ・観光利用者の安全確認と指導</p>
		<p>・パトロール結果を支所長、幹事課長に報告</p>	<p>・パトロール結果を支所長、幹事課長に報告</p>
	<p>・パトロール結果聴取、対策会議</p>		
	<p>・危険箇所対策指示</p>		
		<p>・危険箇所応急対策</p>	<p>・危険箇所応急対策</p>
<p>⑤職員の対応</p>	<p>・最新の気象情報収集 ・市民への対応 ・消防署との連絡</p>	<p>・危険箇所対応</p>	<p>・意見箇所対応</p>

【3】6時間以内に台風が直撃する場合（配備体制Ⅱ）

突然台風が直撃することはありえないため、初期段階は大雨警戒体制の【1】、又は、台風警戒体制の【2】により対応する。

6時間以内に台風が直撃することが確実となった場合、総務部長は警戒本部会議に関係課長を招集して対応を協議するものとする。

その後の台風の進路予測や、暴風、豪雨等の被害状況により、配備体制Ⅲへの移行を総務部長が判断し、市長の指示を仰ぐ。

【4】震度5弱の地震が発生した場合（配備体制Ⅰ）

・災害警戒本部（本 庁）

担 当 手 順	総 務 課	都市計画課・道路課	農務畜産課・農林整備課	水 道 課 (西那須野庁舎)
①地震発生	・総務課職員は、みるメールやテレビなどから震度情報を入手し日中、夜間にかかわらず災害警戒本部に自主登庁（参集命令の有無を問わない）	・幹事課長は、災害警戒本部に状況を問い合わせる ・被害発生のおそれがある場合には、関係課長は直ちに登庁し、本部に参集する		
②災害警戒本部（現地本部）の設置	・災害警戒本部の設置 ・県防災ネットワークによる県内被害状況等の確認 ・現地本部の設置を支所に確認 ・みるメールによる情報発信			
③職員の招集	・職員の参集について協議	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示
④パトロール開始の指示	・幹事課長等、支所長にパトロール開始の指示	・建設部内パトロール指示及び支所との連絡調整	・産業観光部内パトロール指示及び支所との連絡調整	・上下水道部内パトロール指示
⑤パトロール結果会議	・パトロール会議総括 ・パトロール結果聴取、対策会議	・市内全体の道路、建物、土砂災害危険箇所等のパトロールの結果の掌握と応急対策	・市内全体の農地、農道、観光施設等のパトロールの結果の掌握と応急対策	・原水等の水質等の監視施設管理、管路等の巡視
⑥職員の対応	・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課等との連絡等 ・市長との連絡調整 ・市民への対応 ・災害関連情報の発信及びマスコミへの対応 ・避難勧告等の検討	・現地本部における被害情報の収集及びパトロール等の業務に従事 (部内所管施設等のパトロールの実施については、本部長と各幹事課長の協議により決定する。)		・水道施設の応急対策 ・断水世帯等への対応

※教育総務課長は、学校その他の教育等施設について、被害状況の確認、児童生徒等の安全確認等を行い、本部に報告（参集）する。

※市内いずれかの地点において震度5弱を観測した場合には、必ず災害警戒本部を設置し、総務課防災担当職員が参集する。

・災害警戒現地本部〔本庁舎・各支所〕

担 当 手 順	本庁舎 総務課 西那須野支所 総務税務課 塩原支所 総務福祉課	本庁舎 都市計画課・道路課 西那須野支所 産業観光建設課（建設係） 水道課・下水道課 塩原支所 産業観光建設課（建設係）	本庁舎 農務畜産課・農林整備課 西那須野支所 産業観光建設課（農林係） 塩原支所 産業観光建設課（農林係）
①地震発生	<ul style="list-style-type: none"> 防災担当職員は、みるメールやテレビなどから震度情報を入手し、日中、夜間にかかわらず災害警戒現地本部に自主登庁する 	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に自宅にいる場合は、所属長からの指示があるまで待機する 所属長からの参集指示があった場合には、速やかに登庁する 所属長から自宅待機を指示された場合には、次の指示があるまで自宅で待機する 	
②災害警戒現地本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒現地本部を設置する 職員の招集 総務部長・支所長パトロール命令 パトロール結果聴取、対策会議 危険箇所対策指示 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集を指示 職員にパトロール開始等の指示 道路、建物、土砂災害危険箇所等のパトロール パトロール結果を支所長、幹事課長に報告 危険箇所応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集を指示 職員にパトロール開始等の指示 農地、農道、観光施設等のパトロール 農作物の被害調査 パトロール結果を支所長、幹事課長に報告 観光団体との連絡調整（観光客等への安全告知等） 危険箇所応急対策
③職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（倒壊建物、けが人、がけ崩れ等）の把握 最新の地震情報収集 市民への対応、広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所対応 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所対応

※市内いずれかの地点において震度5弱を観測した場合には、原則としてすべての災害警戒現地本部を設置し、防災担当職員が参集する。

ただし、震度4を観測していない地区の現地本部においては、現地本部長の判断により、本部の連絡員のみを参集させ、パトロール担当の関係職員を自宅待機とすることができるものとする。

【5】震度5強の地震が発生した場合（配備体制Ⅱ）

・災害警戒本部（本 庁）

担 当 手 順	総 務 課	都市計画課	農務畜産課	環境課	社会福祉課	水 道 課 (西那須野庁舎)	教育総務課 子育て支援課 (西那須野庁舎)
①地震発生	・関係職員は、みるメールやテレビなどから震度情報を入手し、日中、夜間にかかわらず災害警戒本部に自主登庁する (所属長の参集命令の有無を問わない)						
②災害警戒本部 (現地本部) の設置	・災害警戒本部を設置する ・現地本部設置を支所に確認する ・みるメールによる情報発信					・幹事課職員を本庁に派遣	・幹事課職員を本庁に派遣
③対策会議	・職員の参集状況の確認、対策会議						
④パトロール開始の指示	・幹事課長等、支所長にパトロール開始の指示	・建設部内パトロール指示及び支所との連絡調整	・産業観光部内パトロール指示及び支所との連絡調整			・上下水道部パトロール指示	
⑤パトロール結果会議	・パトロール会議総括	・市内全体の道路、建物、危険箇所等のパトロールの結果の掌握と応急対策	・市内全体の農地、農道、観光施設等のパトロールの結果の掌握と応急対策		・本会議において報告のあった被害情報等から、避難所開設の必要性を検討	・市内全体の水道施設のパトロール結果の掌握と応急対策	・教育施設（保育施設）のパトロール結果の掌握と応急対策
	・パトロール結果聴取、対策会議						
⑥職員の対応	・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課等との連絡等 ・市長との連絡調整 ・避難勧告等の検討 ・他部局等への要請 ・マスコミへの対応 (シティプロモーション課と連携)			・市民等からの問合せ対応	・避難所開設の検討、準備 ・避難所への必要物品の運搬等	・破損箇所、危険箇所等応急対応 ・断水世帯への対応	・児童生徒（園児）の安全対策の検討

・災害警戒現地本部〔本庁舎・各支所〕

担 当	本庁舎 総務課 西那須野支所 総務税務課 塩原支所 総務福祉課	本庁舎 都市計画課・道路課・都市整備課・ 建築指導課 西那須野支所 産業観光建設課（建設係） 水道課・下水道課 塩原支所 産業観光建設課（建設係）	本庁舎 農務畜産課・農林整備課・商工観光課 西那須野支所 産業観光建設課 （農林係・商工観光係） 塩原支所 産業観光建設課 （農林係・観光商工係）
手 順			
①地震発生	・関係職員は、みるメールやテレビなどから震度情報入手し、日中、夜間にかかわらず災害警戒現地本部に自主登庁 （所属長の参集命令の有無を問わない）		
②災害警戒現地本部の設置	・災害警戒現地本部を設置する	・職員参集状況の把握	・職員参集状況の把握
	・総務部長、支所長が関係課長に対してパトロール実施を命令	・職員にパトロール開始等の指示	・職員にパトロール開始等の指示
		・道路、建物、上下水道施設、危険箇所等のパトロール	・農地、農道、工業団地雨水排水施設、観光施設等のパトロール ・農作物の被害調査
		・パトロール結果を支所長、幹事課長に報告	・パトロール結果を支所長、幹事課長に報告
			・観光団体との連絡調整（来訪者への安全告知等）
	・パトロール結果聴取、対策会議		
	・危険箇所対策指示	・危険箇所応急対策	・危険箇所応急対策
③職員の対応	・被害状況（倒壊建物、けが人、がけ崩れ等）の把握 ・最新の地震情報収集 ・市民への対応 ・避難勧告時の広報活動	・危険箇所対応	・危険箇所対応

※市内いずれかの地点において震度5強を観測した場合には、すべての災害警戒現地本部を設置し、防災担当職員が参集する。
（管内において震度5強を観測していない支所においても、必ず現地本部を設置し、関係職員を参集させることとする。）

【6】震度6弱以上の地震が発生した場合（配備体制Ⅲ）

市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

すべての職員が所属する庁舎に参集し、所属長の指示に従ってそれぞれ担当する業務対応を行う。各所属長は、職員の参集状況を管理し、部長等の指示のもと担当業務の対応を行うに当たり効率的な職員配置を心がける。

担 当 手 順	本庁総務課	西那須野支所総務税務課 塩原支所総務福祉課	その他すべての職員
①地震発生	・職員は、みるメールやテレビなどから震度情報を入手し、日中、夜間にかかわらず災害対策（現地）本部に自主登庁する（所属長の参集命令の有無を問わない）		
②災害対策本部 （現地本部） の設置	・災害対策本部を設置する ・現地本部設置を支所に確認する	・災害対策現地本部を設置する	
③職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課等との連絡等 ・市長との連絡調整 ・市民への対応 ・避難勧告等の検討 ・総合対策会議の総括 ・自衛隊の派遣要請関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況(倒壊建物、けが人、がけ崩れ等)の把握 ・最新の地震情報収集 ・市民への対応 ・避難勧告時の広報活動 ・支所対策会議（支所長、課長） 	<p>各職員は、配備体制Ⅲの各部の役割によって初動対応を実施する。</p> <p>具体的な職務内容は、部長、支所長、課長等が自分の所管する役割を部下に直接指示する。</p> <p>対策が長期に及ぶため、各所属長は、職員の負担軽減を勘案し、できる限り交代制を取るよう計画する。</p>

（注意事項）

1. 電話連絡が不可能となるおそれがあるので、本部・現地本部間の連絡には、災害時優先回線、防災用携帯電話、県防災ネットワークを活用する。
また、本部・現地本部間、災害対応現場と本部間の通信には、各庁舎に配備された衛星携帯電話が活用できる。
2. 火災の発生や、家屋の倒壊、道路の破損などにより、自家用車での参集が困難な場合は、徒歩で、直近の庁舎に参集するものとする。この場合、参集したら速やかに対策本部（現地本部）にその旨を申し出て、本部長の指示を仰ぐこととする。
3. 職員本人又は家族等が被災して、庁舎への参集が困難な場合は、あらゆる手段を使い所属長等に状況を連絡する。

【7】火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル2・高原山火口周辺危険）が発表された場合（配備体制I）

・災害警戒本部（本 庁）

担 当 手 順	総 務 課	都市計画課・道路課	農務畜産課・農林整備課・ 商工観光課（那須岳の場合）	水 道 課 （西那須野庁舎）
①火口周辺警報の 発表	・総務課防災担当職員が警報発表 を覚知し自主登庁			
②災害警戒本部の 設置	・災害警戒本部の設置 ・県防災ネットワーク、宇都宮地 方気象台からの情報収集 ・みるメールによる情報発信			
③関係各課・管理 職等に参集要請 の連絡	・都市計画課、農務畜産課及び関 係各課に参集要請 ・3役に災害警戒本部設置を報告	・幹事課長等参集	・幹事課長等参集	・幹事課長等参集
④対策会議	・関係課長参集後、総務課長から火山活動状況や気象情報等の説明			
⑤職員の招集	・職員の参集について協議	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示
⑥パトロール開始 の指示、各施設 等との連絡	・幹事課長等にパトロール開始の 指示	・建設部内パトロール指示及 び支所との連絡調整	・産業観光部内パトロール指 示及び支所との連絡調整 ・三斗小屋温泉への連絡（那 須岳の場合）	・上下水道部内パトロール指 示
⑦パトロール結果 会議	・パトロール会議総括	・市内全体の道路、河川、危 険箇所等の状況、対策の掌 握及び指示	・市内全体の農作物、観光施 設、工業団地雨水等排水施 設、農道、農業用水路の状 況、対策の掌握及び指示	・市内全体の原水等の水質等 の監視、施設管理、管路等 の巡視
	・パトロール結果聴取、対策会議			
⑧職員の対応	・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課、消防本部等との 連絡 等 ・市長との連絡調整 ・災害関連情報の発信 ・市民及びマスコミへの対応	・被害情報の収集及びパトロール等の業務に従事		・水道施設の応急対策 ・断水世帯等への対応

※教育総務課長は、学校その他の教育等施設について、被害状況の確認、児童生徒等の安全確認等を行い、本部に報告（参集）する。

【8】火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル3・高原山入山規制）が発表された場合（配備体制Ⅱ）

・災害警戒本部（本庁・塩原支所）

担当 手 順	総務課 塩総務福祉課（高原山）	都市計画課・道路課	農務畜産課・農林整備課・ 商工観光課（那須岳） 塩産業観光建設課（高原山）	水道課 （西那須野庁舎）
①火口周辺警報の 発表	・総務課、総務福祉課防災担当職員が警報発表を覚知し自主登庁			
②災害警戒本部の 設置	・災害警戒（現地）本部の設置 ・県防災ネットワーク、宇都宮地方気象台からの情報収集 ・みるメールによる情報発信			
③関係各課・管理 職等に参集要請 の連絡	・都市計画課、農務畜産課及び関係各課に参集要請 ・3役に災害警戒本部設置を報告	・幹事課長等参集	・幹事課長等参集	・幹事課長等参集
④対策会議	・関係課長参集後、総務課長から火山活動状況や気象情報等の説明			
⑤職員の招集	・職員の参集について協議	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示
⑥パトロール開始 の指示、各施設 等との連絡	・幹事課長等にパトロール開始の指示	・建設部内パトロール指示及び支所との連絡調整	・産業観光部内パトロール指示及び支所との連絡調整 ・三斗小屋、板室温泉への連絡 ・塩原温泉への連絡	・上下水道部内パトロール指示
⑦パトロール結果 会議	・パトロール会議総括	・市内全体の道路、河川、危険箇所等の状況、対策の掌握及び指示	・市内全体の農作物、観光施設、工業団地雨水等排水施設、農道、農業用水路の状況、対策の掌握及び指示	・市内全体の原水等の水質等の監視、施設管理、管路等の巡視
	・パトロール結果聴取、対策会議			
⑧職員の対応	・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課、消防本部等との連絡等 ・市長との連絡調整 ・災害関連情報の発信及びマスコミへの対応（シティプロモーション課と連携）	・被害情報の収集及びパトロール等の業務に従事	・入山規制対応 （那須岳の場合、深山ダム分岐及び沼原湿原への看板、ロープ等の設置）	・水道施設の応急対策 ・断水世帯等への対応

※教育総務課長は、学校その他の教育等施設について、被害状況の確認、児童生徒等の安全確認等を行い、本部に報告（参集）する。

※子ども支援課長は、保育園その他の所管施設について、被害状況の確認、園児等の安全確認等を行い、本部に報告（参集）する。

【9】噴火警報（那須岳噴火警戒レベル4又は5）が発表された場合（配備体制Ⅲ）

・災害対策本部（本庁・各支所）

担 当 手 順	総 務 課	都市計画課・道路課	農務畜産課・農林整備課・ 商工観光課	水 道 課 (西那須野庁舎)
①噴火警報の発表	・総務課防災担当職員が警報発表を覚知し自主登庁			
②災害対策本部の設置	・災害対策（現地）本部の設置 ・県防災ネットワーク、宇都宮地方気象台からの情報収集 ・みるメールによる情報発信			
③関係各課・管理職等に参集要請の連絡	・都市計画課、農務畜産課及び関係各課に参集要請 ・3役に災害対策本部設置を報告	・幹事課長等参集	・幹事課長等参集	・幹事課長等参集
④対策会議	・関係課長参集後、総務課長から火山活動状況や気象情報等の説明			
⑤職員の招集	・職員の参集について協議	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示	・職員の参集を指示
⑥パトロール開始の指示、各施設等との連絡	・幹事課長等、支所長にパトロール開始の指示	・建設部内パトロール指示及び支所との連絡調整	・産業観光部内パトロール指示及び支所との連絡調整 ・三斗小屋温泉、板室温泉への連絡等	・上下水道部内パトロール指示
⑦パトロール結果会議	・パトロール会議総括	・市内全体の道路、河川、危険箇所等の状況、対策の掌握及び指示	・市内全体の農作物、観光施設、工業団地雨水等排水施設、農道、農業用水路の状況、対策の掌握及び指示	・市内全体の原水等の水質等の監視、施設管理、管路等の巡視
	・パトロール結果聴取、対策会議			
⑧職員の対応	・市内全域の被害状況の掌握 ・県危機管理課、消防本部等との連絡等 ・市長との連絡調整 ・市民への対応 ・災害関連情報の発信及びマスコミへの対応（シティプロモーション課と連携）	・被害情報の収集及びパトロール等の業務に従事 ・交通規制対応 （市道板室沼原線沼原橋）	・入山規制対応 （那須岳の場合、深山ダム分岐及び沼原湿原への看板、ロープ等の設置）	・水道施設の応急対策 ・断水世帯等への対応

※配備体制Ⅲの場合、原則として全庁対応となる。火山災害発生時において対応が必要となる応急対策については、風水害時の事務分掌に準じて、適宜各担当部（支所）において対応する。

8. 災害時の連絡手段

災害時は、電話が集中するため回線が使用できないことが多いが、公共機関はN T Tから災害時優先回線を与えられているため、回線集中時でも指定された固定電話からの発信が可能である。(原則として災害時優先回線は、発信専用で使用すること。)

その他、災害対応用として、初動対応担当部署に防災用携帯電話(一部災害時優先回線の割当てあり)を配備しているほか、携帯回線輻輳時の連絡手段として、本部及び各現地本部に衛星携帯電話(イリジウム)を2台ずつ配備している。

また、本庁舎、西那須野支所庁舎、塩原支所庁舎の電話は、大部分が衛星回線対応の栃木県防災行政ネットワークシステムに取り込まれているため、ネットワーク番号をダイヤルすれば災害時でも全国の公共機関と受信、発信が可能となっている。(ただし、回線自体の容量が大きくないため、同時に多数の通話をすることは困難である。)

① N T T 災害時優先回線(固定電話)

本 庁	西 那 須 野 支 所	塩 原 支 所
・市民協働推進課 0 2 8 7 (6 3) 1 2 9 7	・総務税務課 0 2 8 7 (3 6) 5 3 4 0	・総務福祉課 0 2 8 7 (3 2) 2 9 1 1
・農務畜産課 0 2 8 7 (6 3) 1 2 9 2	・産業観光建設課 0 2 8 7 (3 6) 5 3 4 1	・産業観光建設課 0 2 8 7 (3 2) 2 0 0 0
・道路課 0 2 8 7 (6 3) 1 2 9 3	・浄水場 0 2 8 7 (3 6) 3 1 4 5	・塩原公民館 0 2 8 7 (3 2) 3 8 1 2
・() 0 2 8 7 (6 3) 1 2 9 1		・箒根出張所 0 2 8 7 (3 5) 3 1 6 4

② 防災用携帯電話配備先一覧(○印: 災害時優先回線) ※防災用携帯電話同士の通話には、通信料はかからない

本 庁	西 那 須 野 支 所	塩 原 支 所
総務課 080-2081-5779	総務税務課 080-2081-5788	総務福祉課 080-2081-5792
農務畜産課 080-2081-5780	産業観光建設課 ○ 080-2081-5789 ○ 080-2081-5790	産業観光建設課 ○ 080-2081-5793 ○ 080-2081-5794
080-2081-5781		
農林整備課 ○ 080-2081-5782		箒根出張所 080-2081-5796
080-2081-5783		
都市計画課 080-2081-5784		
道路課 ○ 080-2081-5785		
○ 080-2081-5786		
080-2081-5787		

③ 衛星携帯電話(イリジウム)番号及び配備先(本部用は固定電話) ※電話番号は、イリジウム同士で通話をする場合のもの(庁舎間の使用も可能)

本 庁	西 那 須 野 支 所	塩 原 支 所
本部用 00-8816-2341-3681	本部用 00-8816-2341-3683	本部用 00-8816-2341-3685
現場用 00-8816-2341-3682	現場用 00-8816-2341-3684	現場用 00-8816-2341-3686

④各課電話及びファックス番号、災害時優先番号、防災行政ネットワーク（内線）番号

本 庁			西 那 須 野 支 所			塩 原 支 所		
課 名	上段 NTT-TEL ○災害時優先番号	NW-TEL 庁舎番号612 (内線)	課 名	上段 NTT-TEL ○災害時優先番号	NW-TEL 庁舎番号646 (内線)	課 名	上段 NTT-TEL ○災害時優先番号	NW-TEL 庁舎番号647 (内線)
	下段 NTT-FAX	NW-FAX		下段 NTT-FAX ※各階共用	NW-FAX		下段 NTT-FAX ※共用	NW-FAX
災害対策本部設置時(101会議室)	62-7225	101	総務税務課	37-5105	118	総務福祉課 (総務税務係)	○32-2911	111
	62-7220	345		○36-5340			※32-3692	01・60
総務課	62-7150	372	産業観光建設課 (建設係)	37-5117	01	産業観光建設課 (建設係)	○32-2000	141
	62-7220	01		○36-5341	216		※32-3886	
都市計画課	62-7159	243	産業観光建設課 (農林係)	○36-5341		産業観光建設課 (農林係)	32-2913	145
	62-7224	249		※37-5115			※32-3886	
都市整備課	62-7160	228	産業観光建設課 (農林係)	37-5108	211	産業観光建設課 (観光商工係)	32-2914	131
	62-7224	249		※37-5115			※32-3886	
道路課	62-7165	237	市民福祉課 (生活環境係)	37-5104	125	総務福祉課 (福祉係)	32-2912	125
	○63-1293			※37-5117			※32-3692	
農務畜産課	62-7149	285	市民福祉課 (福祉係)	37-6231	131	総務福祉課 (市民係)	32-2988	121
	○63-1292			※37-5117			※32-3692	
農林整備課	62-7223	279	水道課 (建設係)	37-5109	242	塩原公民館	○32-3812	161
	62-7152	288		36-2298			32-4540	
環境課	62-7223		水道課 (総務係)	37-5145	233	箒根出張所	35-2511	
	62-7142	294		36-2298			34-1100	
社会福祉課	62-7202		下水道課	37-5110	251	※各庁舎間は、内線での通話が可能 ①本庁舎、西那須野庁舎から塩原庁舎にかける場合 912- (相手先内線番号) ②本庁舎、塩原庁舎から西那須野庁舎にかける場合 911- (相手先内線番号) ③西那須野庁舎、塩原庁舎から本庁舎にかける場合 910- (相手先内線番号) ※栃木県防災行政ネットワークによる通話 88- (相手先庁舎番号) - (相手先内線番号) 【塩原庁舎から発信の場合は、8-・・・】		
	62-7135	146		※37-5115				
商工観光課	63-8911		教育総務課	37-5231	344			
	62-7154	273		※37-5479				
建築指導課	62-7223		学校教育課	37-5289	312			
	62-7174	238		※37-5479				
シティプロモーション課	62-7184		生涯学習課	37-5364	322			
	62-7109	313		※37-5479				
シティープロモーション課	○63-1298	315	スポーツ振興課	37-5439	332			
	63-1240	秘書課		※37-5479				
			国体推進課	38-0192	372			
				※37-5479				
			子育て支援課	46-5532	152			
				37-9156				
			保育課	46-5536	162			
				37-9156				

〈2-3 個人の防災心得〉

個人の防災心得 (栃木県地域防災計画から一部引用)

第1 台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測されるときへの準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測されるときは、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所、避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、避難勧告・指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるかをよく確かめておく。

2 台風等が近づいてきたときの準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂崩れ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。
 - ア 食料と飲料水3日分
 - イ 人と人とを結べるロープ等
 - ウ 下着類
 - エ 杖となる1.5mほどの棒
 - オ 重要品、貴重品、印鑑等
- (4) 屋根の点検
 - ア かわら屋根の場合は、風向き軒先、南東の側のかわらなどがめくれやすいので、十分調べて、かわらを縛ったり、風の入りそうな隙間などに漆喰を詰めるなどする。
 - イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所に釘を増すなどして補強する。
- (5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。
- (6) 鉄筋の入っていないブロック塀は、倒れることがあるので注意する。また、柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は、飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきたとき

- (1) 水害のおそれがあるときは、次のことをする。
 - ア 畳は、高い台や机の上などに積み重ねる。
 - イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。
 - ウ 押入れの下段の物は、できるだけ上段へ移す。
 - エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に、火の元は必ず切っておく。
 - オ 学用品の保存に注意する。
- (2) 大雨が続くと地盤が緩み、崖崩れの起きる危険があるので十分注意する。
- (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、河川の水位に注意する。

※河川の水位の確認先

栃木県北部 (県河川課専用音声電話) TEL 028-623-5751・5752・5753

那珂川 (国土交通省常陸河川国道事務所音声電話) TEL 029-240-4102

4 避難するときの注意

- (1) 平常時から、避難場所と安全な避難路をよく確認しておく。
- (2) 市長等から避難の勧告・指示があったら、いつでも避難できるよう準備をしておく。
- (3) 傷病者、老人、乳幼児などの要配慮者は、早めに避難する。
- (4) 避難の勧告・指示が出たら、まず火の始末をして、戸締りを確認する。
- (5) 携行品としては、非常糧食（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要になる。
- (6) 頭は、帽子、防災頭巾、ヘルメットなどで覆うようにする。
- (7) はだし、長靴は危険なので、紐で締める運動靴等を履いて避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝や穴などがある場合があるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に高齢者や子どもを先にして、家族又は隣近所そろって避難する。避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープでつなぐ。
- (10) 避難の勧告・指示は、防災行政無線、サイレン等によるほか、広報車、ラジオ放送、携帯メールなどによって行われることになるので、十分留意するとともに、近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を周囲に知らせておく。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通るときは、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池などがある場合は、風に吹き飛ばされて転落しないよう風上の側に寄って歩くようにする。
- (4) 嵐の中ではお互いの声が届かない場合があるので、避難時の指導者等は、メガホン、携帯用拡声器などを使用する。
- (5) 夜間には懐中電灯などが必要となる。懐中電灯には紐などを付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 道路が冠水し、一面が水浸しになったときは、できるだけ無理な通行は避け、やむを得ず通行する場合であっても決して一人では行動しない。
- (7) 洪水時には木材、畳、廃棄物などが多量に流れてきて危険な場合があるので、自信があっても冠水した道路などを泳いで移動することは絶対にしない。

第2 大地震に対する心得

1 自分を守るための行動

(1) 身の安全を守る行動

ア 机やテーブルに身をかくす

- ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。
- ・身近にある座布団などで頭部を保護する。

イ 非常脱出口を確保する

マンションなどでは地震で扉が歪み、開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

通常、大きな揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を閉め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、停電になっている場合であっても電気ブレーカーを切るようにする。
(地震により電気機器が転倒した場合、通電後に燃えやすい散乱物などに接触して出火することがある。)

イ 火が出たらまず消火する

- ・万一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具で初期消火を行う。
- ・大声で隣近所に声をかけ、協力しあって消火活動を行う。
- ・初期消火で火が消えないときはすぐに119番通報し、大声で近隣に出火を知らせ避難する。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で行い、持ち物は最小限にする

- ・避難するときは、必ず徒歩で移動する。(交通渋滞で救援活動に支障が出ることを防ぐ。)
- ・服装は、活動しやすいものとする。
- ・携帯品は、必需品のみとし、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない

- ・狭い路地や塀ぎわは、かわらなどが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、崖崩れに注意する

山際や急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、地震発生後自分で素早く決断し、ただちに避難するようにする。

エ 海では津波に注意する

- ・海岸にいるときなどに強い地震を感じた場合、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、ただちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどで津波情報をよく聞く。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ、ラジオの報道に注意して、デマに惑わされないようにする。
- ・市、消防署、警察署などからの情報には常に注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に、消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすのでやめる。

(5) 協力しあつての救出・救護活動

- ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などによる救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあつて応急救護を行う。
- ・地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの要配慮者を、みんなが協力しあつて救護する。
- ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあつて救出活動を行う。

[家庭、地域で備えておきたい救出救護用資機材]

懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープ、バール、ジャッキなど

(6) 自動車運転時の行動

- ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・カーラジオで災害情報を聞く。

- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、車の鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。

2 ふだんしておく対策

(1) 防災訓練への参加

市や地域などで実施される防災訓練には、隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。

(2) 家庭での防災会議の実施

大地震のとき、家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

- ・わが家の安全点検の実施、避難場所・避難路の確認、家族の安否確認方法
- ・食料、身の回り品等の3日分相当の家庭内備蓄、救急医薬品や火気などの点検
- ・避難時に持ち出すものの分担、非常持出袋等の置き場所など
- ・避難カード等の作成及び携帯の方法

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていない、転倒防止の控え壁を設けていないなど、施工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため、家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。

(4) 消火器などの備え

“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど、消火に役立つものをふだんから用意し、備えておく。

(5) 非常持出品の準備

- ・避難場所での生活に最低限必要な準備をし、また、負傷したときに応急手当ができるように準備をしておく。
- ・非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておく。

(6) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるかを確認する。
- ・電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。
- ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちないようにする。

(7) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることが必要）を決めておく。
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話各社が提供する「災害用伝言板」の活用を家族で確認しておく。

第3 火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の元を確認する。
- (2) ストーブなどの火のそばに、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水はくみ置きしておく。
- (4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ているときは、屋内の一定の場所以外での喫煙はやめる。
- (7) 寝たばこ、たばこの投げ捨ては絶対にせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子どもの火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子どもの手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは、必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのでしない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けてすぐに119番通報し、近所の人にも大声で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は、煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることもある。
- (8) 電気の火事は、必ずスイッチを切る。
- (9) 化学薬品には有毒ガスが発生するものがあるので、特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団または毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火事が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
- (14) 近所で火事が発生したときは、自分の家が焼けないように屋根や壁等に水を大量にかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどで口を覆う。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
- (17) 髪の毛には火がつきやすいので注意する。

第4 雷に対する心得

雷光と雷鳴の間隔が短いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、できるだけ屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず、傘、ゴルフクラブ等は、頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。

- (4) 樹木や避雷針のない高い物からはすぐに離れる。
- (5) 避雷針は、設置線が完全であることを確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているので1 m以上離れる。
- (7) 電気器具は、コンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等、湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第5 竜巻に対する心得

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する渦巻で、直撃された場合には人的、物的とも大きな被害にあうことから、積乱雲が発達した場合には注意が必要。また、竜巻は、局地的に発生することから予測が難しく、竜巻の予兆を感じたら早めに避難し、万一遭遇してしまった場合には速やかに身を守るための行動をとる。

1 竜巻に関する情報を収集し、発生に備える

- (1) 積乱雲が発達したり、黒い雲が近づいてきたりしたときは、特に注意する。
- (2) 急に冷たい風が吹いたり、雷や雹が発生したりしたときは、特に注意する。
- (3) 竜巻注意情報が発表されたら、不要不急の外出を控える。

2 竜巻が間近に迫ったら

- (1) 竜巻を目撃したら、ただちに身を守るための行動（避難）をする。
- (2) 屋内では次の行動をとる。
 - ア 雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉め、窓から離れる。
 - イ 1階の窓のない、又は窓の少ない部屋に移動する。（トイレや浴室がよい。）
 - ウ 下向きに身を小さくして、頭部や首筋を守る。
- (3) 屋内に避難できないときは、次の行動をとる。
 - ア 頑丈な構造物の物陰に入り、身を小さくして頭部や首筋を守る。
 - イ 物置、プレハブ、カーポート、電柱、樹木などは倒れたり飛ばされたりするおそれがあるので、近寄らない。
 - ウ 身を隠す場所がないときは、窪地に入り身を小さくして、頭部や首筋を守る。

第6 災害に備え家庭に準備すべきもの

- 1 照明用具 … 懐中電灯（ひもつき）、ろうそく、マッチ、ライター等
- 2 食料 … 乾パン、飲料水、缶詰等
- 3 炊事道具 … 携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- 4 応急薬品 … 消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- 5 携行用品 … リュック、風呂敷、ビニール袋等
- 6 情報手段 … ラジオ、地図、鉛筆等
- 7 その他 … ヘルメット、頭巾、貴重品類等

〈2-4 備蓄品目、数量等一覧〉

防災備蓄品の品目及び数量等一覧 (令和2年1月末現在)

※ () 内数値は、那須塩原市防災備蓄計画 (H25年度版) による計画値

品目	単位	本庁 (大原町会館含む)	西那須野 支所	塩原支所	箒根 出張所	公民館 (15箇所)	地域拠点 (32箇所)	合計
アルファ米	食	2,563 (1,800)	2,130 (1,800)	690 (1,800)	580 (500)	2,980 (3,000)	1,500 (3,000)	10,443 (11,900)
缶詰パン	食	2,056 (900)	240 (900)	216 (300)	0 (250)	0 (1,500)	2,304 (1,500)	4,816 (5,350)
おかゆ	食	250 (100)	0 (100)	250 (100)	250 (100)	0 (450)	0 (450)	750 (1,300)
離乳食	食	480 (30)	0 (30)	0 (10)	0 (10)	0 (75)	0 (0)	480 (155)
粉ミルク	食	1,600 (50)	0 (50)	0 (50)	0 (50)	0 (75)	0 (0)	1,600 (275)
ペットボトル水	本	3,185 (1,800)	4,500 (1,800)	1,400 (900)	1,408 (900)	2,800 (3,000)	3,840 (3,000)	17,133 (11,400)
紙おむつ (乳児)	枚	195 (280)	640 (280)	0 (250)	0 (250)	0 (1,500)	0 (3,000)	835 (5,560)
紙おむつ (成人)	枚	204 (100)	300 (100)	0 (100)	0 (100)	0 (300)	0 (360)	504 (1,060)
生理用ナプキン	枚	5,200 (1,040)	1,040 (1,040)	0 (520)	0 (300)	0 (2,700)	0 (2,700)	6,240 (8,300)
毛布	枚	1,230 (750)	140 (750)	40 (750)	111 (150)	390 (750)	300 (600)	2,211 (3,750)
タオル	枚	1,480 (1,480)	1,480 (1,480)	0 (740)	0 (500)	0 (450)	0 (600)	2,960 (5,250)
簡易寝袋	枚	100 (300)	50 (300)	60 (150)	30 (150)	0 (450)	0 (600)	240 (1,950)
簡易トイレ	基	67 (10)	27 (10)	10 (10)	5 (10)	0 (0)	64 (60)	173 (100)
LED ライト	個	3 (3)	6 (3)	4 (4)	0 (3)	75 (75)	0 (60)	88 (148)
工具セット	個	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	15 (15)	0 (0)	15 (19)
救急セット	個	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	15 (15)	0 (30)	15 (49)
防水メガホン	個	0 (3)	0 (3)	2 (3)	0 (3)	15 (15)	0 (30)	17 (57)
カセットコンロ	台	59 (80)	0 (10)	0 (5)	0 (5)	0 (30)	0 (60)	59 (190)
暖房器具	個	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	45 (45)	0 (30)	45 (75)
投光機	基	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	17 (15)
発電機	基	0 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	15 (15)	0 (0)	20 (15)
燃料 (灯油)	リットル	0 (0)	0 (0)	54 (0)	0 (0)	270 (150)	0 (300)	324 (450)
燃料 (ガソリン)	リットル	0 (0)	0 (0)	60 (0)	20 (0)	150 (150)	0 (300)	230 (450)
ブルーシート	枚	10 (10)	0 (10)	13 (10)	39 (10)	0 (0)	0 (150)	62 (190)
土のう袋	枚	13,900 (22,000)	7,400 (20,000)	5,750 (10,000)	5,505 (0)	0 (0)	0 (0)	32,555 (52,000)
段ボールベッド	台	30 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	30 (0)

〈2-5 塩原温泉旅館協同組合及び板室温泉旅館組合との食料等提供等に関する協定書〉

塩原温泉旅館協同組合（板室温泉旅館組合）と那須塩原市の食料及び宿泊施設等の提供等に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害時に那須塩原市塩原温泉街（板室温泉街）の交通が遮断され救援物資等が輸送できない場合等において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び那須塩原市地域防災計画に基づき、塩原温泉旅館協同組合（板室温泉旅館組合）に加入している旅館・ホテル等の宿泊施設及び貯蔵している食料等を市に提供することで、塩原温泉街（板室温泉街）の被災住民及び要配慮者等へ避難場所等の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、要配慮者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（市が必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者）
- (2) 障害者（市が必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）
- (3) 帰宅困難な宿泊者
- (4) 市が特に配慮が必要と認める市民

（連絡の窓口）

第3条 塩原温泉旅館協同組合（板室温泉旅館組合）と市は、あらかじめ食料及び宿泊施設等の提供等に関する連絡部署を決め、塩原温泉街（板室温泉街）に大規模な災害が発生したときは、速やかに市から連絡するものとする。

（提供等の内容）

第4条 提供等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- (2) 被災住民及び要配慮者等の避難所としての宿泊施設
- (3) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認めるもの

（要請の手続）

第5条 市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、口頭等により要請ができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な品名、数量等
- (3) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認めるもの

（経費の負担）

第6条 提供等に要した経費は、原則として市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

令和元年5月8日

塩原温泉旅館協同組合理事長
(板室温泉旅館組合 組合長)

那須塩原市長

〈2-6 重要水防箇所一覧表〉

重要水防箇所（平成31年4月1日現在）

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		対策水防工法	延長 (m)
		種別	階級		町、大字	字		
県の管理区間	箒川	堤体強度	A	左	宇都野	宇都野橋上2	木流し	92
	箒川	堤体強度	A	左	宇都野	宇都野橋上1	木流し	96
	熊川	堤防断面	A	左・右	北和田		積土のう	500
	蕪中川	堤防断面	A	左・右	石林		積土のう	520
	計	4箇所						1,208

※重要水防箇所評定基準（県）

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	1. 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が堤防高さ不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 2. 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な箇所。	1. 一連区間のうち流下能力が低下していて、その原因が堤防高さ不足に起因し氾濫の予想される箇所。 2. 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤防断面	1. 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 3. 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な箇所。	1. 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し氾濫の予想される箇所。 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 3. 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤体強度	1. 新堤防で築造後1年以内の箇所。 2. 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所です埋戻し後1年未満の箇所。 3. 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所。	1. 新堤防で築造後3年以内の箇所。 2. 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所です埋戻し後3年未満の箇所。 3. 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等が予想される箇所。

〈 2 - 7 土砂災害警戒区域指定箇所一覧表〉

土砂災害警戒区域指定箇所（令和元年9月20日現在）

No.	区域の名称		箇所名	河川名	種類	地区	指定年月日
	位置（大字）	指定番号					
1	中塩原	410-I-016	戦場		急傾斜地	塩原	平成18年3月27日
2	塩原	7708	足長沢	箒川	土石流	塩原	〃
3	塩原	7712	追沢	箒川	土石流	塩原	〃
4	中塩原	7720	ツル沢	箒川	土石流	塩原	〃
5	塩原	7723	学校沢	箒川	土石流	塩原	〃
6	金沢	J7701	台沢	箒川	土石流	塩原	〃
7	金沢	410-1	野沢川北		地すべり	塩原	〃
8	金沢	410-2	野沢川南		地すべり	塩原	〃
9	塩原	410-3	石安土		地すべり	塩原	〃
10	塩原	410-4	須巻		地すべり	塩原	〃
11	中塩原	410-6	野刈戸		地すべり	塩原	〃
12	関谷	410-7	塩原ダム		地すべり	塩原	〃
13	鳴内	7201	湯宮三号沢	蛇尾川	土石流	黒磯	平成19年3月23日
14	百村	7206	護安沢	熊川	土石流	黒磯	〃
15	鳴内	O7201	鳴内沢 A	熊川	土石流	黒磯	〃
16	中塩原	410-5	幕岩		地すべり	塩原	〃
17	上塩原	410-8	上塩原		地すべり	塩原	令和元年9月20日
18	中塩原	410-9	古町		地すべり	塩原	〃

（備考）1 土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所を除く。

2 急傾斜地の指定番号にある符号区分は、次のとおり（土砂災害特別警戒区域の指定番号符号も同様）。

- I 区域内に保全人家5戸以上又は災害時要援護者関連施設、公共施設が立地する箇所を表す
- II 区域内に保全人家戸数1戸以上5戸未満が立地する箇所を表す
- III 区域内に保全人家はないが、今後住宅等の新築（又は開発）の可能性があると考えられる箇所を表す

〈2-8 土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表〉

土砂災害特別警戒区域指定箇所（令和元年9月20日現在）

No.	区域の名称		箇所名	河川名	種類	地区	指定年月日
	位置（大字）	指定番号					
1	湯本塩原	410-I-001	新湯		急傾斜地	塩原	平成18年3月27日
2	湯本塩原	410-I-002	元湯		急傾斜地	塩原	〃
3	上塩原	410-I-003	中山		急傾斜地	塩原	〃
4	中塩原	410-I-005	崖下		急傾斜地	塩原	〃
5	中塩原	410-I-006	時ヶ崎中学校裏		急傾斜地	塩原	〃
6	中塩原	410-I-007	八幡下		急傾斜地	塩原	〃
7	塩原	410-I-008	今井		急傾斜地	塩原	〃
8	塩原	410-I-009	須巻		急傾斜地	塩原	〃
9	塩原	410-I-010	畑下		急傾斜地	塩原	〃
10	塩原	410-I-011	塩の湯		急傾斜地	塩原	〃
11	塩原	410-I-012	四季の里		急傾斜地	塩原	〃
12	塩原	410-I-013	塩釜		急傾斜地	塩原	〃
13	塩原	410-I-014	七ツ岩		急傾斜地	塩原	〃
14	塩原	410-I-015	大網温泉		急傾斜地	塩原	〃
15	塩原	410-I-017	塩原温泉病院		急傾斜地	塩原	〃
16	上塩原	410-I-018	小滝B		急傾斜地	塩原	〃
17	上塩原	410-I-019	小滝C		急傾斜地	塩原	〃
18	中塩原	410-I-020	小田ヶ市A		急傾斜地	塩原	〃
19	塩原	410-I-023	塩釜A		急傾斜地	塩原	〃
20	塩原	410-I-024	塩釜B		急傾斜地	塩原	〃
21	塩原	410-I-025	塩の湯A		急傾斜地	塩原	〃
22	塩原	410-I-026	福渡A		急傾斜地	塩原	〃
23	塩原	410-I-027	福渡C		急傾斜地	塩原	〃
24	塩原	410-I-028	福渡D		急傾斜地	塩原	〃
25	関谷	410-I-030	入勝橋A		急傾斜地	塩原	〃
26	上塩原	410-II-001	小滝A		急傾斜地	塩原	〃
27	上塩原	410-II-003	堂ノ本B		急傾斜地	塩原	〃
28	中塩原	410-II-004	戦場A		急傾斜地	塩原	〃
29	中塩原	410-II-005	幕岩A		急傾斜地	塩原	〃
30	中塩原	410-II-006	野刈戸A		急傾斜地	塩原	〃
31	塩原	410-II-007	古町A		急傾斜地	塩原	〃
32	塩原	410-II-008	古町C		急傾斜地	塩原	〃
33	塩原	410-II-009	古町D		急傾斜地	塩原	〃
34	塩原	410-II-010	畑下A		急傾斜地	塩原	〃
35	塩原	410-II-011	須巻A		急傾斜地	塩原	〃
36	塩原	410-II-012	甘湯A		急傾斜地	塩原	〃
37	塩原	410-II-013	福渡B		急傾斜地	塩原	〃
38	塩原	410-II-014	福渡E		急傾斜地	塩原	〃
39	塩原	410-II-015	福渡F		急傾斜地	塩原	〃

No.	区域の名称		箇所名	河川名	種類	地区	指定年月日
	位置 (大字)	指定番号					
40	塩原	410-II-016	福渡G		急傾斜地	塩原	平成18年3月27日
41	藁沼	410-II-017	萩平A		急傾斜地	塩原	〃
42	関谷	410-II-018	片角A		急傾斜地	塩原	〃
43	関谷	410-II-020	元町A		急傾斜地	塩原	〃
44	金沢	7701	中沢	箒川	土石流	塩原	〃
45	塩原	7703	スケート場沢	箒川	土石流	塩原	〃
46	塩原	7704	福渡温泉沢	箒川	土石流	塩原	〃
47	塩原	7706	塩の湯沢	鹿股川	土石流	塩原	〃
48	塩原	7709	須巻沢	箒川	土石流	塩原	〃
49	塩原	7710	上須巻沢	箒川	土石流	塩原	〃
50	湯本塩原	7715	後沢	赤川	土石流	塩原	〃
51	上塩原	7716	今尾頭川	箒川	土石流	塩原	〃
52	上塩原	7717	元尾頭川	箒川	土石流	塩原	〃
53	上塩原	7718	清水沢	箒川	土石流	塩原	〃
54	中塩原	7721	赤沢	箒川	土石流	塩原	〃
55	塩原	7722	平井沢	箒川	土石流	塩原	〃
56	金沢	J7701-1	和田山沢	箒川	土石流	塩原	〃
57	中塩原	J7702	野刈戸沢	シラン沢川	土石流	塩原	〃
58	塩原	J7703	夕の原沢	箒川	土石流	塩原	〃
59	鍋掛	212-I-001	公民館		急傾斜地	黒磯	平成19年3月23日
60	橋本町	212-I-002	橋本町		急傾斜地	黒磯	〃
61	百村	212-I-003	阿久戸		急傾斜地	黒磯	〃
62	百村	212-I-004	木の俣		急傾斜地	黒磯	〃
63	板室	212-I-005	幾世橋		急傾斜地	黒磯	〃
64	板室	212-I-006	塩沢		急傾斜地	黒磯	〃
65	板室	212-I-007	三斗小屋温泉		急傾斜地	黒磯	〃
66	百村	212-I-008	木の俣2		急傾斜地	黒磯	〃
67	板室	212-I-009	塩沢2		急傾斜地	黒磯	〃
68	板室	212-I-010	深山湖A		急傾斜地	黒磯	〃
69	板室	212-I-011	白湯山A		急傾斜地	黒磯	〃
70	板室	212-I-012	白湯山C		急傾斜地	黒磯	〃
71	板室	212-I-013	発電所A		急傾斜地	黒磯	〃
72	板室	212-I-014	塩沢A		急傾斜地	黒磯	〃
73	板室	212-I-015	塩沢B		急傾斜地	黒磯	〃
74	百村	212-I-016	百村A		急傾斜地	黒磯	〃
75	油井	212-I-017	油井A		急傾斜地	黒磯	〃
76	塩原	410-I-022	古町E		急傾斜地	塩原	〃
77	塩原	410-I-029	夕の原A		急傾斜地	塩原	〃
78	鳴内	7202	成沢	熊川	土石流	黒磯	〃
79	鳴内	7203	下成沢	熊川	土石流	黒磯	〃
80	鳴内	7204	鳴内下沢	熊川	土石流	黒磯	〃
81	鳴内	7205	鳴内沢	熊川	土石流	黒磯	〃

No.	区域の名称		箇所名	河川名	種類	地区	指定年月日
	位置 (大字)	指定番号					
82	板室	7209	温泉沢	那珂川	土石流	黒磯	平成 19 年 3 月 23 日
83	板室	7210	湯川	那珂川	土石流	黒磯	〃
84	嶋内	J 7203	嶋内上沢	熊川	土石流	黒磯	〃
85	金沢	7702	カブレ沢	箒川	土石流	塩原	〃
86	塩原	7711	門前向沢	箒川	土石流	塩原	〃
87	鍋掛	212-II-001	昭明橋		急傾斜地	黒磯	平成 22 年 1 月 15 日
88	鳥野目	212-II-002	鳥野目		急傾斜地	黒磯	〃
89	板室	212-II-003	白湯山 B		急傾斜地	黒磯	〃
90	百村	212-II-004	光徳寺 A		急傾斜地	黒磯	〃
91	百村	212-II-005	百村 A		急傾斜地	黒磯	〃
92	油井	212-II-006	油井 B		急傾斜地	黒磯	〃
93	油井	212-II-007	油井 C		急傾斜地	黒磯	〃
94	細竹	212-II-008	細竹 A		急傾斜地	黒磯	〃
95	細竹	212-II-009	細竹 A		急傾斜地	黒磯	〃
96	鳥野目	212-II-011	鳥野目 A		急傾斜地	黒磯	〃
97	鳥野目	212-II-012	鳥野目 A		急傾斜地	黒磯	〃
98	東原	212-II-013	東原中央 A		急傾斜地	黒磯	〃
99	黒磯	212-II-014	松原町 A		急傾斜地	黒磯	〃
100	黒磯	212-II-015	下黒磯 A		急傾斜地	黒磯	〃
101	湯宮	J 7201	湯宮一号沢	蛇尾川	土石流	黒磯	平成 24 年 3 月 30 日
102	湯宮	J 7202	湯宮二号沢	蛇尾川	土石流	黒磯	〃
103	鳥野目	212-III-001	鳥野目 a		急傾斜地	黒磯	平成 25 年 3 月 29 日
104	湯本塩原	410-III-001	湯本 a		急傾斜地	塩原	〃
105	湯本塩原	410-III-002	新湯 a		急傾斜地	塩原	〃
106	塩原	410-III-003	畑下 a		急傾斜地	塩原	〃
107	塩原	410-III-004	塩釜 a		急傾斜地	塩原	〃
108	塩原	410-III-005	塩釜 b		急傾斜地	塩原	〃
109	塩原	410-III-006	福渡 a		急傾斜地	塩原	〃
110	塩原	410-III-007	福渡 b		急傾斜地	塩原	〃
111	塩原	410-III-008	夕の原 a		急傾斜地	塩原	〃
112	塩原	410-III-009	大網 a		急傾斜地	塩原	〃
113	塩原	410-III-010	大網 b		急傾斜地	塩原	〃
114	関谷	410-III-011	片角 a		急傾斜地	塩原	〃
115	関谷	410-III-012	片角 b		急傾斜地	塩原	〃
116	関谷	410-III-013	入勝橋 a		急傾斜地	塩原	〃
117	嶋内	O7202	茅ノ沢 A	蛇尾川	土石流	黒磯	〃
118	嶋内	O7203	茅ノ沢 B	蛇尾川	土石流	黒磯	〃
119	金沢	O7701	野沢	箒川	土石流	塩原	〃
120	関谷	O7702	上の内沢	箒川	土石流	塩原	〃
121	遅野沢	O7703	菅沢	箒川	土石流	塩原	〃
122	上塩原	410-II-1003	上塩原 II A		急傾斜地	塩原	令和元年 9 月 20 日
123	中塩原	410-III-1001	白戸 III A		急傾斜地	塩原	〃

No.	区域の名称		箇所名	河川名	種類	地区	指定年月日
	位置（大字）	指定番号					
124	上塩原	410-Ⅲ-1002	上塩原ⅢA		急傾斜地	塩原	令和元年9月20日
125	上塩原	410-Ⅲ-1004	引久保ⅢB		急傾斜地	塩原	〃
126	上塩原	410-I-004	塚原		急傾斜地	塩原	〃
127	上塩原	410-II-002	堂ノ本A		急傾斜地	塩原	〃

〈2-9 地すべり危険箇所一覧表〉

地すべり危険箇所（栃木県県土整備部所管）一覧表（令和元年9月20日現在）

No.	区域の名称		箇所名	区域内の保全対象			土砂災害警戒区域指定
	位置（大字）	県整理番号		人家	耕地	公共施設	
1	金沢	410.01	野沢川北				H18.3.27 223号
2	金沢	410.02	野沢川南				〃
3	塩原	410.03	石安土			有	〃
4	塩原	410.04	須巻	22		有	〃
5	中塩原	410.05	幕岩	6	有	有	H19.3.23 203号
6	中塩原	410.06	野刈戸	34	有	有	H18.3.37 223号
7	関谷	410.07	塩原ダム	3		有	〃
8	上塩原	410-8	上塩原	3		有	R1.9.20 267号
9	中塩原	410-9	古町	153		有	〃

(注) 1 この一覧表は、建設省通知「地すべり危険箇所の再点検について」（平成8年10月4日付け建設省河傾発第40号）によるものである。

2 県土整備部所管の地すべり危険箇所とは、

①砂防指定地に係わるもの

②保安林、保安施設地区、土地改良事業（計画）区域の何れにも該当しないものをいう。

3 危険箇所の範囲は、地すべりにより移動している土地及びそれに隣接して将来地すべりの拡大するおそれのある土地である。

4 調査対象は、5ha（市街化区域又は用途地域では3ha）以上の地すべりであって、

①溪流、河川

②鉄道、道路（迂回路の無い市町村道以上のもの）

③公共建物

④大規模なため池、用排水施設、農道、林道

⑤10戸以上の人家

⑥10ha以上の農地

に被害を及ぼすおそれのあるものである。

地すべり危険箇所（栃木県環境森林部所管）一覧表（平成31年4月1日現在）

No.	地区名	大字	人家戸数	公共施設・種別
1	古町	塩原	60	県道

〈2-10 山地災害危険地区一覧表〉

1 総括表 (平成31年4月1日現在)

市町名	危険地区数			
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
那須塩原市	200 (22)	114 (12)	85 (10)	1

() 内数字は、国有林内の山地災害危険地区数 (内数)

※危険地区の定義

- 山腹崩壊危険地区 地形 (傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
- 崩壊土砂流出危険地区 地形 (傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
- 地すべり危険地区 地すべりが発生している、あるいは、地すべりが発生するおそれがある区域のうち、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

2 山地災害危険地区 (民有林) 一覧表 (平成31年4月1日現在)

No.		危険地区区分	地区名	位置		直接保全対象	
通しNo.	区分別			大字	字	人家戸数	公共施設・種類
1	1	山腹崩壊	地蔵	百村	屋敷内		県道
2	2	山腹崩壊	大深沢	百村	屋敷内		県道
3	3	山腹崩壊	小深沢	百村	屋敷内		県道
4	4	山腹崩壊	塩沢(1)	板室	塩沢		発電所
5	5	山腹崩壊	塩沢(2)	板室	塩沢	30	発電所
6	6	山腹崩壊	塩沢(3)	板室	程久保	50	県道
7	7	山腹崩壊	塩沢(4)	板室	程久保	10	県道
8	8	山腹崩壊	清水平	百村	屋敷内		県道
9	9	山腹崩壊	鳴内	湯宮	カミケド	2	市道
10	10	山腹崩壊	木の俣(1)	百村	屋敷内		県道
11	11	山腹崩壊	百村本田	百村	屋敷内	60	市道
12	12	山腹崩壊	阿久戸(1)	百村	街道東	10	県道
13	13	山腹崩壊	阿久戸(2)	板室	街道東	3	発電所・県道
14	14	山腹崩壊	油井(1)	油井	上の平	13	県道
15	15	山腹崩壊	油井(2)	百村	石滝		県道
16	16	山腹崩壊	細竹	西岩崎	小幡	3	県道
17	17	山腹崩壊	赤沼(1)	寺子	飛向	5	市道
18	18	山腹崩壊	赤沼(2)	寺子	飛向	2	市道
19	19	山腹崩壊	赤沼(3)	寺子	長見	10	市道
20	20	山腹崩壊	鳥の目	鳥野目	道東	5	市道
21	21	山腹崩壊	鍋掛	鍋掛	鍋掛東	10	市道
22	22	山腹崩壊	杉渡土	越堀			市道
23	23	山腹崩壊	大巻川	百村	屋敷内	8	水道施設・林道

No.		危険地区区分	地区名	位置		直接保全対象	
通しNo.	区分別			大字	字	人家戸数	公共施設・種類
24	24	山腹崩壊	石田坂	寺子	石田坂	2	県道
25	25	山腹崩壊	地藏(2)	百村	屋敷内		県道
26	26	山腹崩壊	板室本村	板室	東屋敷裏	5	
27	27	山腹崩壊	西岩崎	西岩崎	ゴンノシタ		県道
28	28	山腹崩壊	赤沼	寺子	日向	2	県道
29	29	山腹崩壊	程久保	板室			市道
30	30	山腹崩壊	乙女の滝(1)	板室			県道
31	31	山腹崩壊	乙女の滝(2)	板室			県道
32	32	山腹崩壊	沖戸の目	百村	大石ヶ下		林道
33	33	山腹崩壊	ウトウ沢(1)	上塩原	ウトウ沢		市道
34	34	山腹崩壊	ウトウ沢(2)	上塩原	ウトウ沢		市道
35	35	山腹崩壊	小滝(1)	上塩原	小滝川原	10	県道
36	36	山腹崩壊	二階山	上塩原	二階山	2	県道
37	37	山腹崩壊	中山	上塩原	中山	10	県道
38	38	山腹崩壊	塚原	上塩原	上の道裏	10	市道
39	39	山腹崩壊	引久保(1)	上塩原	引久保	5	市道
40	40	山腹崩壊	引久保(2)	上塩原	下林	2	市道
41	41	山腹崩壊	伊崎(1)	上塩原	平野台	5	市道
42	42	山腹崩壊	赤川	上塩原	畑向	5	
43	43	山腹崩壊	要害	上塩原	要害	5	
44	44	山腹崩壊	戦場(1)	中塩原	戦場	10	市道
45	45	山腹崩壊	戦場(2)	中塩原	戦場	15	市道
46	46	山腹崩壊	元湯	湯本塩原	湯本	10	林道
47	47	山腹崩壊	地徳原	上塩原	地徳原	1	
48	48	山腹崩壊	小田ヶ市	中塩原	小田ヶ市	10	市道
49	49	山腹崩壊	八幡上	塩原	今井	50	県道
50	50	山腹崩壊	幕岩	中塩原	幕岩	30	県道
51	51	山腹崩壊	門前	塩原	門前	40	県道
52	52	山腹崩壊	塩竈(1)	塩原	塩釜	50	病院・郵便局・県道
53	53	山腹崩壊	塩竈(2)	塩原	塩釜	50	病院・郵便局・県道
54	54	山腹崩壊	七ツ岩	塩原	塩釜	10	県道
55	55	山腹崩壊	新湯	湯本塩原	上塩原	30	県道
56	56	山腹崩壊	須巻(1)	塩原	畑下	5	市道
57	57	山腹崩壊	須巻(2)	塩原	畑下	10	市道
58	58	山腹崩壊	富士山下	塩原	ミョウガ	5	市道
59	59	山腹崩壊	塩竈(3)	塩原	塩釜	12	県道
60	60	山腹崩壊	福渡(2)	塩原	福渡	25	県道
61	61	山腹崩壊	福渡(3)	塩原	福渡	20	病院・県道
62	62	山腹崩壊	福渡(4)	塩原	福渡	10	県道
63	63	山腹崩壊	夕ノ原	塩原	福渡	15	県道

No.		危険地区区分	地区名	位置		直接保全対象	
通しNo.	区分別			大字	字	人家戸数	公共施設・種類
64	64	山腹崩壊	甘湯沢(1)	塩原	塩ノ湯	5	市道
65	65	山腹崩壊	甘湯沢(2)	塩原	ミョウガ	5	市道
66	66	山腹崩壊	塩ノ湯(1)	塩原	塩ノ湯	20	県道
67	67	山腹崩壊	塩ノ湯(2)	塩原	塩ノ湯	10	県道
68	68	山腹崩壊	藁沼	藁沼	蛇尾川	35	市道
69	69	山腹崩壊	和田山(1)	金沢	和田山	5	県道
70	70	山腹崩壊	和田山(2)	金沢	和田山	3	県道
71	71	山腹崩壊	野沢	金沢	野中	5	市道
72	72	山腹崩壊	町井(1)	金沢	町井	5	県道
73	73	山腹崩壊	町井(2)	金沢	町井	10	県道
74	74	山腹崩壊	相の沢	宇都野	前山		県道
75	75	山腹崩壊	柿の木沢	関谷	柿の島		市道
76	76	山腹崩壊	谷地畑(2)	塩原	今井		県道
77	77	山腹崩壊	狭間	塩原	狭間	10	国道
78	78	山腹崩壊	藁沼(2)	藁沼	立石		市道
79	79	山腹崩壊	八研坂	下田野	街道西	1	
80	80	山腹崩壊	柿の木坂(2)	塩原	塩釜	10	
81	81	山腹崩壊	和田山(3)	金沢	黒岩	1	市道
82	82	山腹崩壊	カップ中	上塩原			市道
83	83	山腹崩壊	塚原(2)	上塩原	上の道裏	15	市道
84	84	山腹崩壊	小滝(2)	上塩原		5	国道
85	85	山腹崩壊	小滝(3)	上塩原		5	国道
86	86	山腹崩壊	八幡下(2)	上塩原		50	支所・国道
87	87	山腹崩壊	石滝	百村	石滝	5	県道
88	88	山腹崩壊	鳴内(1)	鳴内		5	県道
89	89	山腹崩壊	寺子	寺子			小学校・県道
90	90	山腹崩壊	門前(1)	塩原	門前	10	県道
91	91	山腹崩壊	唐滝沢	宇都野			県道
92	92	山腹崩壊	塩原温泉病院裏	塩原		10	国道
93	93	山腹崩壊	上塩原	上塩原		10	県道
94	94	山腹崩壊	上塩原(1)	上塩原		10	教育施設・県道
95	95	山腹崩壊	中塩原	中塩原		10	中学校・県道
96	96	山腹崩壊	湯本塩原	湯本塩原		10	県道
97	97	山腹崩壊	下塩原	塩原			県道
98	98	山腹崩壊	金沢	金沢		5	小学校・県道
99	99	山腹崩壊	烏ヶ森公園	三区町		10	県道
100	100	山腹崩壊	伊崎(2)	上塩原	伊崎	2	市道
101	101	山腹崩壊	花取沢	百村	大石ヶ下		林道
102	102	山腹崩壊	木の俣(2)	百村	屋敷内		林道
103	1	崩壊土砂流出	小淵沢	百村	新山		林道

No.		危険地区区分	地区名	位置		直接保全対象	
通しNo.	区分別			大字	字	人家戸数	公共施設・種類
104	2	崩壊土砂流出	刑部沢	百村	新山		林道
105	3	崩壊土砂流出	大沢	百村	新山		林道
106	4	崩壊土砂流出	大深沢	百村	屋敷内		県道
107	5	崩壊土砂流出	湯川	板室	塩沢	50	県道
108	6	崩壊土砂流出	小沼沢	板室	西屋敷内	50	県道
109	7	崩壊土砂流出	沢名川	板室	西屋敷内		県道
110	8	崩壊土砂流出	白根沢(1)	板室	程久保		県道
111	9	崩壊土砂流出	白根沢(2)	板室	程久保		県道
112	10	崩壊土砂流出	カニカケ沢	板室	程久保		県道
113	11	崩壊土砂流出	木の俣(4)	百村	屋敷内		県道
114	12	崩壊土砂流出	木の俣(3)	百村	屋敷内		県道
115	13	崩壊土砂流出	木の俣(2)	百村	屋敷内		県道
116	14	崩壊土砂流出	小巻川	百村	大石下	3	市道
117	15	崩壊土砂流出	糸沢	鳴内	蕨沢	5	市道
118	16	崩壊土砂流出	大又木沢	鳴内	関場	10	市道
119	17	崩壊土砂流出	平沢	鳴内	台久保	10	市道
120	18	崩壊土砂流出	成沢	鳴内	高野	10	教育施設・市道
121	19	崩壊土砂流出	井戸沢	湯宮	カミケド	10	市道
122	20	崩壊土砂流出	木の俣(1)	百村	屋敷内		県道
123	21	崩壊土砂流出	白土川	百村	屋敷内	15	市道
124	22	崩壊土砂流出	茅ノ沢	鳴内	鳴内	3	市道
125	23	崩壊土砂流出	水汲戸沢	鳴内	鳴内	23	市道
126	24	崩壊土砂流出	ソリ沢	鳴内	多木山	5	市道
127	25	崩壊土砂流出	猪平沢	湯宮	猪平		市道
128	26	崩壊土砂流出	木の俣(5)	百村	屋敷内		林道
129	27	崩壊土砂流出	蛙子沢	百村	大下ヶ下		林道
130	28	崩壊土砂流出	おだん沢	百村	鳴内	30	
131	29	崩壊土砂流出	小屋場沢	百村	屋敷内		林道
132	30	崩壊土砂流出	大川支流	百村	深山		林道
133	31	崩壊土砂流出	沖戸の目	百村	大下ヶ下	4	
134	32	崩壊土砂流出	水割沢	百村	屋敷内		林道
135	33	崩壊土砂流出	木の俣(6)	百村	屋敷内	1	林道
136	34	崩壊土砂流出	久次郎沢	百村	屋敷内	97	水道事務所・市道
137	35	崩壊土砂流出	市の沢	百村	屋敷内	97	水道事務所・市道
138	36	崩壊土砂流出	垂水沢	百村	屋敷内	97	水道事務所・市道
139	37	崩壊土砂流出	金堀沢	百村	屋敷内	97	水道事務所・市道
140	38	崩壊土砂流出	小巻川(1)	百村	深山		林道
141	39	崩壊土砂流出	小巻川(2)	百村	ヒドノ脇		林道
142	40	崩壊土砂流出	一の沢	百村	屋敷内	97	水道事務所・市道
143	41	崩壊土砂流出	オオグヒョウ沢	百村	屋敷内	1	県道

No.		危険地区区分	地区名	位置		直接保全対象	
通しNo.	区分別			大字	字	人家戸数	公共施設・種類
144	42	崩壊土砂流出	ウトウ沢支溪(1)	中塩原	平予塚	3	市道
145	43	崩壊土砂流出	ウトウ沢支溪(2)	中塩原	手城塚	3	市道
146	44	崩壊土砂流出	清水沢	上塩原	清水原	10	県道
147	45	崩壊土砂流出	引久保(1)	上塩原	引久保	10	
148	46	崩壊土砂流出	引久保(2)	上塩原	引久保	2	市道
149	47	崩壊土砂流出	伊崎	上塩原	水の元	1	
150	48	崩壊土砂流出	ツル沢	中塩原	中山	20	中学校
151	49	崩壊土砂流出	平井沢	塩原	狭間	50	市道
152	50	崩壊土砂流出	小塩沢	中塩原	柏木平	1	県道
153	51	崩壊土砂流出	新湯(2)	湯本塩原	上塩原	5	県道
154	52	崩壊土砂流出	福渡清水沢	塩原	福渡	10	県道
155	53	崩壊土砂流出	トヤ沢	藁沼	トキ沢	10	市道
156	54	崩壊土砂流出	菅	関谷	リュウガヌマ	10	市道
157	55	崩壊土砂流出	上の内	関谷	滝沢	10	市道
158	56	崩壊土砂流出	和田山	金沢	和田山	3	市道
159	57	崩壊土砂流出	曾倉	宇都野	曾倉	1	
160	58	崩壊土砂流出	西沢	宇都野	西沼代	1	
161	59	崩壊土砂流出	カブレ沢	金沢	黒岩	7	県道
162	60	崩壊土砂流出	塩の沢	金沢	二階山	10	県道
163	61	崩壊土砂流出	広久保	金沢	水無川	10	小学校・県道
164	62	崩壊土砂流出	木沢	宇都野	平那目		林道
165	63	崩壊土砂流出	棚沢	関谷	柿の島	10	市道
166	64	崩壊土砂流出	谷地畑	中塩原	谷地畑		県道
167	65	崩壊土砂流出	見取沢	塩原	塩の湯	5	
168	66	崩壊土砂流出	入勝沢	塩原	塩釜	2	発電所
169	67	崩壊土砂流出	甘湯沢	塩原	塩の湯	100	国道
170	68	崩壊土砂流出	塩の沢(2)	金沢	二階山	10	県道
171	69	崩壊土砂流出	カラ沢(1)	百村	大石ヶ下		林道
172	70	崩壊土砂流出	白戸	中塩原	白戸	10	県道
173	71	崩壊土砂流出	木沢	金沢	入之坊		林道
174	72	崩壊土砂流出	湯本塩原(1)	湯本塩原		10	県道
175	73	崩壊土砂流出	カラ沢(2)	百村	大石ヶ下		林道
176	74	崩壊土砂流出	鳥の木沢	百村	大石ヶ下	10	集会所・林道
177	75	崩壊土砂流出	萩平	湯宮	上毛戸		林道
178	1	地すべり	古町	塩原		60	県道

3 山地災害危険地区（国有林）一覧表（平成31年4月1日現在）

No.		危険地区区分	地区名	位置		直接保全対象	
通しNo.	区分別			大字	国有林名	人家戸数	公共施設・種類
1	1	山腹崩壊	県道(大川線)No.1		深山国有林 179 林班		県道
2	2	山腹崩壊	県道(大川線)No.2		深山国有林 179 林班		県道
3	3	山腹崩壊	県道(大川線)4号橋先		深山国有林 176 林班		県道
4	4	山腹崩壊	県道(大川線)大川口		深山国有林 198 林班		発電所
5	5	山腹崩壊	深山発電所管理用道路		白湯山国有林 171 林班		発電所
6	6	山腹崩壊	深山清水		白湯山国有林 158 林班		県道
7	7	山腹崩壊	矢沢橋		深山国有林 200 林班		県道
8	8	山腹崩壊	板室温泉園地		屋敷内国有林 173 林班		保養施設・学習センター・県道・市道
9	9	山腹崩壊	地藏沢		国有林 447 林班		発電施設・国道
10	10	山腹崩壊	大網		国有林 447 林班	3	国道
11	11	山腹崩壊	猿岩		国有林 448 林班		国道
12	12	山腹崩壊	石安土		国有林 448 林班		国道
13	1	崩壊土砂流出	塩沢川	湯元塩原	前黒国有林 404 林班	20	国道
14	2	崩壊土砂流出	後沢	湯元塩原	前黒国有林 421 林班	5	市道・林道
15	3	崩壊土砂流出	棚畑沢川	上塩原	国有林 423 林班	11	国道
16	4	崩壊土砂流出	元尾頭沢	上塩原	北山国有林 426 林班		国道
17	5	崩壊土砂流出	鶴沢	中塩原	中山国有林 442 林班	10	県道
18	6	崩壊土砂流出	数小屋沢	関谷	西山国有林 449 林班	16	国道
19	7	崩壊土砂流出	西沢	関谷	西山国有林 150 林班	25	国道・市道
20	8	崩壊土砂流出	仙髯の滝	関谷	西山国有林 449 林班		国道・林道
21	9	崩壊土砂流出	小滝	上塩原	北山国有林 427 林班	3	国道
22	10	崩壊土砂流出	竜化ノ滝右沢		東山国有林 446 林班		国道

〈2-1-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表〉

〈2-1-2 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧〉

急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険区域指定状況）一覧表

1 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）・自然

（令和元年9月20日現在）

箇所 番号	箇所名	位 置		人家 戸数	公共 建物	急傾斜地崩壊 危険区域指定	土砂災害警戒区 域指定（県告示）
		大 字	小 字				
1	公民館	鍋掛			有		H19.3.23 203号
2	橋本町	橋本町		5		H11.2.12 67号	H19.3.23 203号
3	阿久戸	百村	阿久戸	6	有		H19.3.23 203号
4	木の俣	百村	木の俣		有		H19.3.23 203号
5	幾世橋	板室	塩沢		有		H19.3.23 203号
6	塩沢	板室		5	有		H19.3.23 203号
7	三斗小屋温泉	板室	三斗小屋		有		H19.3.23 203号
8	木の俣2	百村	木の俣		有		H19.3.23 203号
9	塩沢2	板室	塩沢	4	有		H19.3.23 203号
10	深山湖A	板室			有		H19.3.23 203号
11	白湯山A	板室	白湯山	9			H19.3.23 203号
12	白湯山C	板室	白湯山	12			H19.3.23 203号
13	発電所A	板室	塩沢		有		H19.3.23 203号
14	塩沢A	板室	塩沢	9	有		H19.3.23 203号
15	塩沢B	板室	塩沢		有		H19.3.23 203号
16	百村A	百村		7			H19.3.23 203号
17	油井A	油井		11			H19.3.23 203号
18	新湯	湯本塩原	新湯	3	有	S53.12.22 1150号	H18.3.27 223号
19	元湯	湯本塩原	元湯		有		H18.3.27 223号
20	中山	上塩原	中山	6		S54.8.14 742号	H18.3.27 223号
21	崖下	中塩原	時ヶ崎	5	有	S57.11.12 1027号	H18.3.27 223号
22	時ヶ崎(中学校裏)	中塩原	時ヶ崎	15	有	S51.2.24 170号	H18.3.27 223号
23	八幡下	中塩原	八幡下	4	有	S53.6.2 540号	H18.3.27 223号
24	今井	塩原	今井	8	有		H18.3.27 223号
25	須巻	塩原	須巻	7	有		H18.3.27 223号
26	畑下	塩原	畑下	8	有		H18.3.27 223号
27	塩の湯	塩原	塩の湯	3	有		H18.3.27 223号
28	四季の里	塩原	塩釜	23		H5.4.6 258号	H18.3.27 223号
29	塩釜	塩原	塩釜	74	有		H18.3.27 223号
30	七ツ岩	塩原	七ツ岩	8			H18.3.27 223号
31	大網温泉	塩原	大網		有		H18.3.27 223号

箇所 番号	箇所名	位 置		人家 戸数	公共 建物	急傾斜地崩壊 危険区域指定	土砂災害警戒区 域指定（県告示）
		大 字	小 字				
32	戦場	中塩原	戦場	6		H1.2.3 86号	H18.3.27 223号
33	塩原温泉病院	塩原			有		H18.3.27 223号
34	小滝 B	上塩原	小滝	2	有		H18.3.27 223号
35	小滝 C	上塩原	小滝	4	有		H18.3.27 223号
36	小田ヶ市 A	中塩原	小田ヶ市	7			H18.3.27 223号
37	古町 B	塩原	古町	10			
38	古町 E	塩原	古町	8			H19.3.23 203号
39	塩釜 A	塩原	塩釜	9	有		H18.3.27 223号
40	塩釜 B	塩原	塩釜	8			H18.3.27 223号
41	塩の湯 A	塩原	塩の湯	9			H18.3.27 223号
42	福渡 A	塩原	福渡		有		H18.3.27 223号
43	福渡 C	塩原	福渡	19	有		H18.3.27 223号
44	福渡 D	塩原	福渡		有		H18.3.27 223号
45	夕の原 A	塩原	夕の原	9	有		H19.3.23 203号
46	入勝橋 A	関谷	入勝橋		有		H18.3.27 223号
47	塚原	上塩原	塚原	16	有	S56.6.16 632号	R1.9.20 267号

2 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）・自然

（令和元年9月20日現在）

箇所 番号	箇所名	位 置		人家 戸数	公共 建物	急傾斜地崩壊 危険区域指定	土砂災害警戒区 域指定（県告示）
		大 字	小 字				
1	昭明橋	鍋掛		2			H22.1.15 20号
2	鳥野目	鳥野目		1		S55.1.4 1号	H22.1.15 20号
3	白湯山 B	板室	白湯山	3			H22.1.15 20号
4	光徳寺 A	百村		1			H22.1.15 20号
5	百村 A	百村		1			H22.1.15 20号
6	油井 B	油井		3			H22.1.15 20号
7	油井 C	油井		1			H22.1.15 20号
8	細竹 A	細竹		1			H22.1.15 20号
9	細竹 A	細竹		2			H22.1.15 20号
10	塩野崎 A	塩野崎		1			
11	鳥野目 A	鳥野目		1			H22.1.15 20号
12	鳥野目 A	鳥野目		1			H22.1.15 20号
13	東原中央 A	東原		2			H22.1.15 20号
14	松原町 A	黒磯		4			H22.1.15 20号
15	下黒磯 A	黒磯		1			H22.1.15 20号
16	小滝 A	上塩原	小滝	1			H18.3.27 223号
17	堂ノ本 B	上塩原	堂ノ本	3			H18.3.27 223号

箇所 番号	箇所名	位 置		人家 戸数	公共 建物	急傾斜地崩壊 危険区域指定	土砂災害警戒 区域指定
		大 字	小 字				
18	戦場 A	中塩原	戦場	1			H18.3.27 223号
19	幕岩 A	中塩原	幕岩	2			H18.3.27 223号
20	野刈戸	中塩原	野刈戸	2			H18.3.27 223号
21	古町 A	塩原	古町	1			H18.3.27 223号
22	古町 C	塩原	古町	3			H18.3.27 223号
23	古町 D	塩原	古町	2			H18.3.27 223号
24	畑下 A	塩原	畑下	1			H18.3.27 223号
25	須巻 A	塩原	須巻	2			H18.3.27 223号
26	甘湯 A	塩原	甘湯	2			H18.3.27 223号
27	福渡 B	塩原	福渡	1			H18.3.27 223号
28	福渡 E	塩原	福渡	1			H18.3.27 223号
29	福渡 F	塩原	福渡	1			H18.3.27 223号
30	福渡 G	塩原	福渡	1			H18.3.27 223号
31	萩平 A	湯宮	萩平	1		S50.2.14 118号	H18.3.27 223号
32	片角 A	関谷	片角	2			H18.3.27 223号
33	入勝橋 B	関谷	入勝橋	1			
34	元町 A	関谷	元町	1			H18.3.27 223号
35	上塩原 A	上塩原	要害	2			R1.9.20 267号
36	堂ノ本 A	上塩原	堂ノ本	1			R1.9.20 267号

3 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面(Ⅲ)・自然

(令和元年9月20日現在)

箇所 番号	箇所名	位 置		人家 戸数	公共 建物	急傾斜地崩壊 危険区域指定	土砂災害警戒 区域指定
		大 字	小 字				
1	鳥野目 a	鳥野目					H25.3.29 207号
2	湯本 a	湯本塩原					H25.3.29 207号
3	新湯 a	湯本塩原					H25.3.29 207号
4	畑下 a	塩原					H25.3.29 207号
5	塩釜 a	塩原					H25.3.29 207号
6	塩釜 b	塩原					H25.3.29 207号
7	福渡 a	塩原					H25.3.29 207号
8	福渡 b	塩原					H25.3.29 207号
9	夕の原 a	塩原					H25.3.29 207号
10	大網 a	塩原					H25.3.29 207号
11	大網 b	塩原					H25.3.29 207号
12	片角 a	関谷					H25.3.29 207号
13	片角 b	関谷					H25.3.29 207号
14	入勝橋 a	関谷					H25.3.29 207号

箇所 番号	箇所名	位置		人家 戸数	公共 建物	急傾斜地崩壊 危険区域指定	土砂災害警戒 区域指定
		大字	小字				
15	白戸 A	中塩原	白戸				R1.9.20 267 号
16	上塩原 A	上塩原	要害				R1.9.20 267 号
17	引久保 A	上塩原	引久保				R1.9.20 267 号

(注) 1 この一覧表は、建設省通知「急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について」(平成11年11月30日付け河傾発第112号)により、関係市町及び関係土木事務所に依頼して栃木県が実施した調査によるものである。

2 本調査における対象箇所は、急傾斜地(「人工崖」を含む。)であって、次の各号に該当するものである(那須塩原市においては、人工崖の危険箇所は立地しない。)

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所(I) 被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設がある場合を含む。)立地する箇所をいう。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所(II) 被害想定区域内に人家が1~4戸立地する箇所をいう。

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面(III) 被害想定区域内に人家はないが、今後新規に住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

3 「急傾斜地」とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなす土地で、その高さが5メートル以上あるものをいう。

〈2-13 土石流危険渓流一覧表〉

土石流危険渓流（土砂災害警戒区域指定状況）一覧表

1 土石流危険渓流（I）

（平成31年4月1日現在）

箇所 番号	河川名			位置		保全対象区域		土砂災害警戒区域 指定（県告示）
	水系名	幹川名	渓流名	大字	字	人家 戸数	公共 建物	
1	那珂川	蛇尾川	湯宮三号沢	湯宮		11	有	H19.3.23 203号
2	那珂川	熊川	成沢	鳴内		6	有	H19.3.23 203号
3	那珂川	熊川	下成沢	鳴内		5		H19.3.23 203号
4	那珂川	熊川	鳴内下沢	鳴内		5		H19.3.23 203号
5	那珂川	熊川	鳴内沢	鳴内		6		H19.3.23 203号
6	那珂川	熊川	護安沢	百村	百村本田	9	有	H19.3.23 203号
7	那珂川	那珂川	矢沢	板室	塩沢	15	有	
8	那珂川	湯川	湯川	板室	三斗小屋宿	5		
9	那珂川	那珂川	温泉沢	板室	三斗小屋宿	5	有	H19.3.23 203号
10	那珂川	那珂川	湯川	板室	塩沢	29	有	H19.3.23 203号
11	那珂川	鹿股川	塩の湯沢	塩原	塩の湯	6	有	H18.3.27 223号
12	那珂川	箒川	鹿股川	塩原	塩釜	30	有	
13	那珂川	箒川	甘湯沢	塩原	甘湯	5	有	
14	那珂川	箒川	門前向沢	塩原	古町	33	有	H19.3.23 203号
15	那珂川	箒川	追沢	塩原	古町	77	有	H18.3.27 223号
16	那珂川	箒川	足長沢	塩原	須巻	6		H18.3.27 223号
17	那珂川	箒川	須巻沢	塩原	須巻	7		H18.3.27 223号
18	那珂川	箒川	上須巻沢	塩原	須巻	16	有	H18.3.27 223号
19	那珂川	箒川	学校沢	塩原	畑下	30	有	H18.3.27 223号
20	那珂川	箒川	福渡温泉沢	塩原	福渡	6	有	H18.3.27 223号
21	那珂川	箒川	平井沢	塩原	門前	1	有	H18.3.27 223号
22	那珂川	箒川	スケート場沢	塩原	夕の原		有	H18.3.27 223号
23	那珂川	箒川	カブレ沢	金沢	金沢上	7		H19.3.23 203号
24	那珂川	箒川	中沢	金沢	金沢中	11	有	H18.3.27 223号
25	那珂川	箒川	今尾頭川	上塩原	引久保	6		H18.3.27 223号
26	那珂川	箒川	元尾頭川	上塩原	小滝	14	有	H18.3.27 223号
27	那珂川	箒川	清水沢	上塩原	小滝	6	有	H18.3.27 223号
28	那珂川	箒川	シラン沢川	中塩原	松の木平	15	有	
29	那珂川	箒川	大塩沢	中塩原	田代	16	有	
30	那珂川	箒川	赤沢	中塩原	八幡町		有	H18.3.27 223号
31	那珂川	箒川	ツル沢	中塩原	幕岩	12	有	H18.3.27 223号

箇所 番号	河川名			位置		保全対象区域		土砂災害警戒区域 指定（県告示）
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字	人家 戸数	公共 建物	
32	那珂川	赤川	赤川	湯本塩原	元湯	7	有	
33	那珂川	赤川	後沢	湯本塩原	元湯	6	有	H18.3.27 223号

2 土石流危険溪流（Ⅱ）

（平成31年4月1日現在）

箇所 番号	河川名			位置		保全対象区域		土砂災害警戒区域 指定（県告示）
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字	人家 戸数	公共 建物	
1	那珂川	蛇尾川	湯宮一号沢	湯宮		4		H24.3.30 177号
2	那珂川	蛇尾川	湯宮二号沢	湯宮		4		H24.3.30 177号
3	那珂川	熊川	鳴内上沢	鳴内		4		H19.3.23 203号
4	那珂川	箒川	夕の原沢	塩原	夕の原			H18.3.27 223号
5	那珂川	箒川	台沢	金沢	金沢下	4		H18.3.27 223号
6	那珂川	箒川	和田山沢	金沢	和田山	1		H18.3.27 223号
7	那珂川	シラン沢	野刈戸沢	中塩原	野刈戸	4		H18.3.27 223号

3 土石流危険溪流に準ずる溪流（Ⅲ）

（平成31年4月1日現在）

箇所 番号	河川名			位置		保全対象区域		土砂災害警戒区域 指定（県告示）
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字	人家 戸数	公共 建物	
1	那珂川	熊川	鳴内沢 A	鳴内	鳴内			H19.3.23 203号
2	那珂川	熊川	茅ノ沢 A	鳴内	茅の沢			H25.3.29 207号
3	那珂川	熊川	茅ノ沢 B	鳴内	茅の沢			H25.3.29 207号
4	那珂川	箒川	野沢	金沢	金沢			H25.3.29 207号
5	那珂川	箒川	上の内沢	関谷	上の内			H25.3.29 207号
6	那珂川	箒川	菅沢	遅野沢	菅			H25.3.29 207号

（注）1 この一覧表は、建設省通知「土石流危険溪流および土石流危険区域調査の実施について」（平成11年4月16日付け河傾発第20号）により、関係市町及び関係土木事務所に依頼して栃木県が実施した調査によるものである。

2 本調査における対象箇所は、次の各号に該当するものである。

- (1) 土石流危険溪流（Ⅰ） 保全対象区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設がある場合を含む。）立地する溪流をいう。
- (2) 土石流危険溪流（Ⅱ） 保全対象区域内に人家が1～4戸立地する溪流をいう。
- (3) 土石流危険溪流に準ずる溪流（Ⅲ） 保全対象区域内に人家はないが、今後新規に住宅立地等が見込まれる溪流をいう。

水防倉庫及び水防資機材一覧

河川 等名	水防倉庫 所在地	水 防 器 具											水 防 資 材				
		鎌	鋸	なた	スコ ップ	つる はし	とう ぐわ	掛矢	ペンチ	カッ ター	ハン マー	一輪車	土のう	縄 ロープ	杭	鉄線	シート
単位		丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	袋	kg (m)	本	kg	枚
那珂川	上黒磯	16	3	10	16	2	3	7	5	2	1	2	5,200	23	鉄 50 木 60	300	0
蛇尾川 熊 川	高 林	15	3	4	18	2	3	7	5	2	1	3	3,800	24	鉄 48 木 60	400	0
蛇尾川	上中野	13	3	10	27	1	5	4	3	5	1	2	6,000	18	鉄 20 木 60	0	0
余笹川	寺 子	11	3	10	12	2	6	7	5	2	1	2	6,800	29	鉄 47 木 60	500	0
黒磯 消防署	下厚崎	14	0	0	10	0	1	3	0	3	0	2	900	74	395	375	0
箒 川	塩 原	5	5	0	21	4	0	3	5	0	1	2	500	42 (260)	鉄 40 木 120	55	33
箒 川	関 谷	0	5	5	25	5	0	5	5	4	0	2	300	30 (60)	鉄 100 木 180	50	20

〈2-15 雪崩危険箇所等一覧表〉

1 雪崩危険箇所

(1) 栃木県県土整備部所管分

(平成31年4月1日現在)

箇所 番号	箇所名	位置	人家 (戸)	公共的建物 の有無	摘要
		大字			
1	新湯	湯本塩原	5	有	
2	元湯	湯本塩原	2	有	
3	中山	上塩原	32		
4	塚原	上塩原	8	有	
5	戦場	中塩原	9		
6	崖下	中塩原	5	有	
7	小田ヶ市	中塩原	6		
8	野刈戸	中塩原	26	有	
9	時原	中塩原	22	有	
10	八幡下	中塩原	20	有	
11	今井	塩原	76	有	
12	追沢	塩原	6		
13	門前	塩原	47	有	
14	畑下	塩原	12	有	
15	塩釜-1	塩原	62	有	
16	須巻	塩原	9	有	
17	四季の里	塩原	28	有	
18	塩の湯	塩原	4	有	
19	塩釜-2	塩原	1	有	
20	福渡-1	塩原	41	有	
21	福渡-2	塩原	6	有	
22	夕の原	塩原	9		
23	大網温泉	塩原	1	有	
24	藁沼	藁沼		有	
25	遅野沢	遅野沢	7	有	
26	片角	関谷	13		
27	塩原ダム	関谷		有	
28	沼原発電所-1	板室		有	
29	沼原発電所-2	板室		有	
30	板室-1	板室		有	
31	板室-2	板室		有	
32	板室-3	板室	9	有	
33	塩沢	板室	13	有	

箇所 番号	箇所名	位 置	人家 (戸)	公共的建物 の有無	摘要
		大 字			
34	幾世橋	板室		有	
35	板室－4	板室		有	
36	阿久戸－1	板室	5	有	
37	阿久戸－2	板室		有	
38	百村本田－1	百村	10	有	
39	百村本田－2	百村	5		
40	鳴内	鳴内	6		
41	湯宮－1	湯宮	5		
計	41箇所（旧塩原町分小計 27箇所、旧黒磯市分小計 14箇所）				

(注) 1 この一覧表は、旧建設省通知「雪崩危険箇所の再点検」（平成12年2月16日付け建設省河傾発第4号）により、関係市町及び関係土木事務所に依頼して栃木県が実施した調査によるものである。

この雪崩危険箇所は、斜面勾配15°以上かつ高さ10m以上を有する斜面上部の勾配15°未満となる地点を見通した時に18°以上の角度を有する区域で、雪崩により人家5戸以上（5戸未満であっても重要な公共建物等がある場合を含む）に被害を及ぼすおそれのあるものである。

2 調査対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項（昭和38年11月1日、総理府告示第43号）により豪雪地帯に指定された、日光市（旧日光市、旧藤原町、旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町）、那須町の2市1町である。

(2) 栃木県環境森林部所管分

（平成31年4月1日現在）

箇所 番号	箇所名	位 置	直接保全対象施設	
		大 字	人家戸数	公共施設・種類
1	板室(1)	板室	3	郵便局、県道
2	百村(1)	百村		県道
3	百村(2)	百村		県道
4	板室(2)	板室	2	
5	百村(3)	百村		温泉保養施設
6	深山	百村		県道
計	6箇所			

(注) 1 この一覧表は、林野庁通知「なだれ危険箇所の再点検について」（平成9年4月23日、9林野治第895号）により栃木県が実施した調査によるものである。

2 調査対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項（昭和38年11月1日、総理府告示第43号）により豪雪地帯に指定された日光市（旧日光市、旧藤原町、旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町）、那須町の2市1町である。

3 調査対象箇所は、なだれにより保全対象（人家、公共施設等）に被害を与えたか、又は与えるおそれのある「なだれの発生区及びそれに続く斜面」の全部又は一部が林地である箇所。

2 雪崩危険箇所に至る箇所（栃木県県土整備部所管分）

（平成31年4月1日現在）

箇所 番号	箇所名	位 置	人家 (戸)	公共的建物 の有無	摘要
		大 字			
1	湯宮2	湯宮	3		雪崩危険区域内に人家が 1～4戸ある箇所
2	湯宮3	湯宮	1		
3	柏木平	塩原	1		
4	小滝	上塩原	2		
5	白戸1	中塩原	1		
6	白戸2	中塩原	2		
7	菅	遅野沢	1		
8	和田山	金沢	4		
9	油井	油井			人家や宿泊施設等が建設 される可能性が高い箇所
計	9箇所（旧塩原町分小計 6箇所、旧黒磯市分小計 3箇所）				

(注) 1 この一覧表は、旧建設省通知「雪崩危険箇所の再点検」（建設省河傾発第4号、平成12年2月16日）により栃木県が実施した調査によるものである。

この雪崩危険箇所に至る箇所は、斜面勾配15°以上かつ高さ10m以上を有する斜面上部の勾配15°未満となる地点を見通した時に18°以上の角度を有する区域で、雪崩により人家1～4戸に被害を及ぼすおそれのある箇所又は人家や宿泊施設等が建設される可能性が高い箇所である。

2 調査対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項（昭和38年11月1日、総理府告示第43号）により豪雪地帯に指定された日光市（旧日光市、旧藤原町、旧栗山村）、那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町）、那須町の2市1町である。

〈2-16 農業用ダム等一覧表〉

市内の主な農業用ダム等

名 称	河川名	所在地	総貯水量 千立方 ^{メートル}	有 効 貯水量 千立方 ^{メートル}	堤 体 諸 元			連絡先	
					型式	堤高 m	堤長 m	管理者	電話番号
深山ダム	那珂川水系 那珂川	百村	25,800	20,900	表面アスファルト 遮水壁型 ロックフィルダム	75.5	333.8	栃木県	0287-69-0101
板室ダム	那珂川水系 那珂川	板室	260	170	重力式コンクリートダム	16.8	76.0	栃木県	0287-69-0101
戸田調整池	那珂川水系	戸田	1,039	1,019	傾斜コア型 フィルダム	14.3	1,471.0	那須野ヶ原土地改良区連合	0287-36-0632
赤田調整池	那珂川水系	赤田	1,215	1,200	傾斜コア型 フィルダム	14.8	1,608.1	那須野ヶ原土地改良区連合	0287-36-0632

〈2-17 市内雨量・水位観測所一覧表〉

○雨量観測所

観測所名	所在地	関係河川名	設置者
黒磯	下厚崎264 (黒磯消防署)	那珂川	那須地区消防組合 (※日本気象協会)
板室分署	百村3065 (板室分署)	那珂川	
熊川	百村2572	熊川	
深山ダム	百村3092-1	那珂川	
蛇尾川ダム※	藁沼	蛇尾川	
百村	百村3646	熊川	栃木県 大田原土木事務所
湯宮	湯宮983-1	蛇尾川	
八方ヶ原	宇都野1981-1	内川	
上ノ原	塩原1997-1	箒川	
鳥野目	鳥野目132-2	那珂川	
板室	板室703-1	小沢名川	
沼ッ原	板室字白湯山国有林151林班た小班	沢名川	
新湯	湯本塩原字前黒国有林399林班る9小班	箒川	
塩原ダム	金沢	箒川	矢板土木事務所
上塩原	上塩原898-4	箒川	
板室	板室 (沼原調整池)	那珂川	
高林	高林 (高林小学校)	蛇尾川	国土交通省常陸河川国道事務所
下塩原	塩原 (新湯神社北東)	箒川	
旧金沢小学校	金沢1969-2	—	
南公民館	二区町401	—	那須塩原市
西那須野消防署	三島5丁目1-251	—	
塩原分署	塩原2346-1	—	
横林小学校	横林137-5	—	
鍋掛公民館	鍋掛531	—	
青木小学校	青木12	—	
東那須野中学校	島方689	—	

○地域気象観測所 (アメダス)

観測所名	所在地	種類	設置者
黒磯	埼玉9-5	地気 (気温・風向・風速・日照・降水量)	気象庁 (宇都宮地方気象台)

○水位観測所

河川名	地区名	観測所名	通報水位	警戒水位	特別警戒水位	危険水位
那珂川	黒磯	晩翠橋	2.0m	2.8m	5.0m	5.5m
蛇尾川	大田原	蛇尾橋	1.7m	2.3m	3.4m	3.9m
箒川	塩原	和田山	2.8m	3.5m	—	—
	大田原	佐久山	1.9m	2.5m	3.5m	4.0m
熊川	黒磯	中内橋	1.0m	1.4m	—	—
余笹川	那須	中余笹橋	1.3m	1.8m	2.3m	2.8m

※和田山、中内橋については、特別警戒水位、危険水位の数値設定なし

〈2-18 防災行政無線（同報系）配備一覧〉

同報系防災行政無線屋外拡声子局設置場所（塩原地区）

（令和2年1月1日現在）

子局No.	屋外子局名称	設置場所	子局No.	屋外子局名称	設置場所
101	旭町1	関谷1175	131	下大貫1	下大貫1028-4
102	旭町2	関谷1215	132	接骨木2	接骨木639-1
103	上町	関谷375	133	日の出西	関谷1484-2
104	上の内	関谷662-1	134	下田野3	金沢234-180
105	日の出南	関谷1517-2	135	金沢中2	金沢1418
106	日の出北	遅野沢786	136	金沢下3	金沢2064-20
107	金沢上	金沢1114	137	下田野4	下田野420-1
108	金沢中	金沢904-2	138	町井2	宇都野1663-1
109	金沢下1	金沢1582	139	旭町3	関谷2042
110	金沢下2	金沢1914	201	福渡	塩原56
111	若林	宇都野637-2	202	塩釜	塩原前山国有林78林班い小班
112	原坪	宇都野1000-2	203	門前	塩原675-9
113	根古屋	宇都野850-2	204	古町	塩原810-2
114	町井	宇都野1246-1	205	八幡下	中塩原1-2
115	下大貫2	下大貫1006-3	206	松の木平	中塩原547
116	上大貫4	上大貫13-3	207	白戸	中塩原356
117	上大貫3	上大貫117-2	208	野刈戸	中塩原2037
118	上大貫2	上大貫187-2	209	田代	中塩原223-1
119	高阿津	高阿津150-1	210	堂の本	上塩原104-1
120	下田野1	下田野428-10	211	中山	上塩原647
121	暮沼	遅野沢305	212	小滝	上塩原651-1
122	折戸	折戸174	213	引久保	上塩原421
123	上横林	上横林260	214	新湯	湯本塩原117
124	横林	横林132-2	215	上の原	湯本塩原1987-1
125	接骨木1	接骨木55-9	216	畑下	塩原479-1
126	菅	関谷837-5	217	古町2	塩原2477
127	片角	関谷1425-1	218	夕の原	塩原20-3
128	和田山	金沢54	219	上の原2	塩原2190-1
129	下田野2	下田野529-206	220	新湯2	湯本塩原50
130	上大貫1	上大貫1864-1			

〈2-19 消防団緊急伝達システム設置一覧〉

消防団緊急伝達システム子局設置場所一覧（黒磯・西那須野）

○黒磯支団

（令和2年1月1日現在）

No.	分団部名	設置場所	管轄地区名	
1	第1分団	1部	1-1 詰所	新朝日
2		2・3部	黒磯保健センター	黒磯幸町
3		4部	いきいきふれあいセンター	桜町
4		5部	1-5 詰所	埼玉
5		6部	1-6 詰所	下厚崎
6		7部	1-7 詰所	上厚崎
7		8部	1-8 詰所	豊浦
8		9部	阿波町ケーズデンキ脇	阿波町
9		10部	1-10 詰所	東原
10			鳥野目河川公園キャンプ場	鳥野目
11			小結りんどう大橋手前	小結
12		11部	1-11 詰所	東栄
13		12部	1-12 詰所	稲村
14	第2分団	1部	2-1 詰所	越堀
15		2部	2-2 詰所	鍋掛
16		3部	2-3 詰所	寺子
17			赤沼公民館	赤沼
18		4部	野間地区火の見	野間
19		5部	2-5 詰所	長久保
20		6部	2-6 詰所	望田
21	第3分団	1・2部	3-1 詰所	那須塩原駅前
22		3部	3-3 詰所	杓掛
23		4部	三本木地区火の見	三本木
24		5部	3-5 詰所	沼野田和
25		6部	3-6 詰所	下中野
26		7部	3-7 詰所	方京
27			ブリヂストン栃木工場前	島方
28		8部	3-8 詰所	北和田
29			笹沼公民館	笹沼
30			中島、田代電工資材置場脇	中島
31		9部	3-9 詰所	塩野崎
32		10部	3-10 詰所	中内
33			上郷屋公民館	上郷屋
34			無栗屋公民館	無栗屋
35	11部	3-11 詰所	佐野	

No.	分団部名	設置場所	管轄地区名	
36	第4分団	1部	4-1 詰所	高林
37		2部	4-2 詰所	木綿畑本田
38		3部	4-3 詰所	木綿畑新田
39		4部	4-4 詰所	百村新田
40		5部	4-5 詰所	百村本田
41		6部	4-6 詰所	穴沢
42		7部	4-7 詰所	板室本村
43			板室健康のゆグリーングリーン	塩沢
44			黒磯観光分譲地管理事務所前	黒磯観光分譲地
45			那須フィッシュランド	油井、阿久戸
46		8部	4-8 詰所	箕輪
47			西山開拓、相馬春夫宅脇	西山開拓
48		9部	4-9 詰所	箭坪
49			柏林公民館	柏林
50		10部	4-10 詰所	鳴内
51		11部	4-11 詰所	湯宮
52		12部	4-12 詰所	青木
53		13部	4-13 詰所	戸田
54	14部	4-14 詰所	西岩崎	
55		亀山地内	亀山	

○西那須野支団

(令和2年1月1日現在)

No.	分団部名	設置場所	管轄地区名	
1	第1分団	1部	1-1 防災コミュニティ消防センター	永田区・太夫塚
2		2部	1-2 防災コミュニティ消防センター	三島・東三島・西三島 (烏ヶ森含む)
3		3部	1-3 防災コミュニティ消防センター	五軒町・第一南・南郷屋・睦
4	第2分団	1部	2-1 防災コミュニティ消防センター	二つ室・北二つ室・緑
5		2部	2-2 防災コミュニティ消防センター	一区町
6		3部	2-3 防災コミュニティ消防センター	二区町
7	第3分団	1部	3-1 防災コミュニティ消防センター	三区町
8		2部	3-2 防災コミュニティ消防センター	四区町・千本松
9		3部	3-3 防災コミュニティ消防センター	全赤田
10	第4分団	1部	4-1 防災コミュニティ消防センター	上井口・下井口・西富山・高柳
11		2部	4-2 防災コミュニティ消防センター	槻沢・関根・遅沢・東関根
12		3部	4-3 防災コミュニティ消防センター	石林・新南
13		4部	4-4 防災コミュニティ消防センター	下永田

〈2-20 県が締結した災害時における放送要請に関する協定〉

(1) 日本放送協会宇都宮放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が日本放送協会宇都宮放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事は、NHKに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 NHKは、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埜田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市中央3-1-2

日本放送協会宇都宮放送局 局長

(2) (株) 栃木放送

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社栃木放送（以下「栃木放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに栃木放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事は栃木放送に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 栃木放送は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及び栃木放送業務局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及び栃木放送が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市本町12-11

株式会社栃木放送代表取締役

(3) (株) エフエム栃木

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社エフエム栃木（以下「エフエム栃木」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにエフエム栃木に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はエフエム栃木に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 エフエム栃木は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びエフエム栃木放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びエフエム栃木が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

宇都宮市塙田1-1-20
栃木県知事
宇都宮市一条3-1-19
株式会社エフエム栃木代表取締役社長

(4) (株)とちぎテレビ

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び大規模震災対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、栃木県知事（以下「県」という。）が株式会社とちぎテレビ（以下「とちぎテレビ」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 県は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにとちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、県が大震法第9条の基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、県は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 県はとちぎテレビに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 とちぎテレビは、県から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県総務部消防防災課長及びとちぎテレビ報道制作局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、県及びとちぎテレビが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成11年7月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市塙田1-1-20
栃木県知事
宇都宮市昭和2-2-2
株式会社とちぎテレビ代表取締役

〈2-21 指定避難所一覧表〉

那須塩原市指定避難所一覧表

- (注) 1 本表記載の避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定による指定避難所である。
 2 収容地区については目安であり、災害の規模や状況により開設される避難所はその都度決定される。
 3 収容可能人員は、収容可能面積（各施設の床面積のうち、廊下、事務室、倉庫等の非居住区画の面積を除いた概算値）をもとに、避難者1人当たり2.2㎡で算出したものであり、実際の避難の状況によっては、実収容人員は前後する場合がある。
 4 避難所として指定している施設は本表記載のとおりであるが、災害の規模や時期等を勘案し、指定施設以外のもの（例えば小中学校の教室等）や、指定避難所以外の建物（例えば、今後協定を締結する民間施設等）を避難所として使用する場合がある。

黒磯地区

指定避難所	電話番号	所在地	収容地区名	収容可能 人員(人)	施設の種別 [収容可能面積㎡]
黒磯小学校	60-1290	豊町2-1	黒磯公民館内地区	369	体育館 813
いきいきふれあいセンター	60-1115	桜町1-5		563	多目的ホール等 1,246
黒磯中学校	60-1010	豊町5-3		415	体育館 914
共英小学校	60-1295	共墾社99-1	厚崎公民館内地区	255	〃 561
埼玉小学校	60-1293	埼玉99		164	〃 362
厚崎中学校	60-1008	上厚崎385		317	〃 699
くろいそ運動場武道館	60-1113	上厚崎664		695	武道館 1,531
厚崎公民館	60-1166	上厚崎500-1		220	研修室等 489
黒磯文化会館	63-3219	上厚崎490		323	練習室等 724
稲村小学校	60-1291	埼玉8		稲村公民館内地区	404
東原小学校	60-1292	東原4	361		〃 795
黒磯北中学校	60-1012	埼玉6	445		〃 979
稲村公民館	64-3998	若草町117-1	192		多目的ホール等 427
豊浦小学校	60-1294	豊浦17	とようら公民館内地区	248	体育館 546
日新中学校	60-1009	鍋掛1087		362	〃 797
とようら公民館	60-3122	東豊浦23-110		96	多目的ホール等 216
シニアセンター	73-2210	鍋掛1429-34		68	多目的ホール等 150
鍋掛小学校	60-1296	鍋掛1019	鍋掛公民館内地区	148	体育館 326
旧寺子小学校	—	寺子1146-2		704	〃、校舎 1,559
鍋掛公民館	60-1164	鍋掛531		105	多目的ホール等 232
大原間小学校	67-1055	方京3-14-6	東那須野公民館内地区	278	体育館 612
波立小学校	67-1056	波立228		147	〃 325
東那須野中学校	67-1166	島方689		405	〃 893
東那須野公民館	67-1163	東小屋474-11		171	多目的室等 383
高林小学校	68-7118	高林483	高林公民館内地区	310	体育館 683
青木小学校	62-1293	青木12		169	〃 373
高林中学校	68-7116	箭坪353		480	〃 1,057
高林公民館	68-0115	箭坪347-1		203	多目的ホール等 452

西那須野地区

指定避難所	電話番号	所在地	収容地区名	収容可能 人員(人)	施設の種別 [収容可能面積㎡]
三島小学校	36-0103	三島1-21	三島小学校学区	237	体育館 522
槻沢小学校	36-0246	槻沢1	槻沢小学校学区	240	〃 530
東小学校	36-0066	太夫塚1-193	東小学校学区	504	〃 1,110
南小学校	36-0244	二区町399	南小学校学区	210	〃 463
西小学校	36-0243	四区町662	西小学校学区	432	〃 952
大山小学校	36-4192	下永田8-7	大山小学校学区	266	〃 586
三島中学校	36-0209	東三島1-104	三島小、西小、槻沢小学校学区	496	〃 1,092
西那須野中学校	36-0146	下永田4-3	東小、南小、大山小学校学区	488	〃 1,075
西那須野公民館	36-1143	太夫塚1-194-78	東小学校学区	290	多目的ホール等 646
狩野公民館	37-3528	槻沢231	槻沢小学校学区	213	体育館等 474
南公民館	36-7341	二区町401	南小学校学区	137	大広間等 305
西公民館	37-1677	四区町661	西小学校学区	188	ホール等 416
三島公民館	36-8531	東三島6-337	三島小学校学区	1,362	講座室等 2,998
大山公民館	37-6130	下永田8-7-86	大山小学校学区	171	多目的ホール等 380
三島体育センター	36-4787	三島5-1	三島小学校学区	817	体育館 1,799
にしなすの運動公園	36-4785	高柳10	三島小、槻沢小学校学区	2,169	〃 4,772
健康長寿センター	38-1355	南郷屋5-163	三島小、槻沢小学校学区	227	和室等 500

塩原地区

指定避難所	電話番号	所在地	収容地区名	収容可能 人員(人)	施設の種別 [収容可能面積㎡]
塩原公民館	32-3812	中塩原1-2	塩原温泉地区	56	会議室等 125
宿泊体験館メープル	32-2909	上塩原58-3		490	体育館 1,079
関谷小学校	35-2034	関谷2018-1	ハロープラザ地区	240	体育館 528
ハロープラザ	35-2006	関谷1266-4		503	多目的ホール等 1,107
箒根中学校	35-2023	関谷1251		357	体育館 787
旧金沢小学校	—	金沢1969-2		423	校舎 937
大貫小学校	35-2251	上大貫2077-2		147	体育館 324
横林小学校	35-2250	横林137-5		180	〃 396

※地区別収容可能人数

黒磯地区	8,617人
西那須野地区	8,447人
塩原地区	2,396人
合計	19,460人

〈2-2-2 県が締結した災害時における医療救護に関する協定〉

(1) 一般社団法人栃木県医師会

災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護）

第2条 乙は、前条の規定に基づく医療救護活動の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動計画の策定に努めるものとする。

2 医療救護活動は、次の事項等とする。

- (1) 医療救護班の編成及び医療救護活動に関すること。
- (2) 医療機関における救護に関すること。
- (3) 郡市医師会等関係機関との連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により医療救護班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班の指揮は、甲が指定する者が行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等において医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死体の検案

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第8条 救護所、災害現場等における医療費は原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則患者負担とする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

2 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に行えるよう、県内各地の拠点となる病院に対し、協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等病院の状況について、把握しておくものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

(4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

(その他)

第14条 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成11年7月1日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 栃木県知事

乙 一般社団法人栃木県医師会 会長

(2) 社団法人栃木県薬剤師会

災害時の医療救護に関する協定

栃木県（以下「甲」という。）と社団法人栃木県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び栃木県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書第3条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、法、防災計画及び市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区薬剤師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震の規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により薬剤師班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

(医療救護計画の策定)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の業務)

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うことを原則とする。

ただし、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に対し派遣要請があった場合には、できる限りこれに協力するものとする。

2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

(1) 救護所等において、調剤及び服薬指導を行う。

(2) 救護所等において、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供する。

(3) 医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給を行う。

(4) その他医療救護活動において必要な業務を行う。

(指揮命令)

第5条 乙により派遣された薬剤師班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第7条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡

した場合の扶助費

(4) 前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち甲が特に必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 栃木県知事

乙 社団法人栃木県薬剤師会 会長

〈2-23 危険物規制対象数一覧〉

市内危険物規制対象施設数

(令和元年11月1日現在)

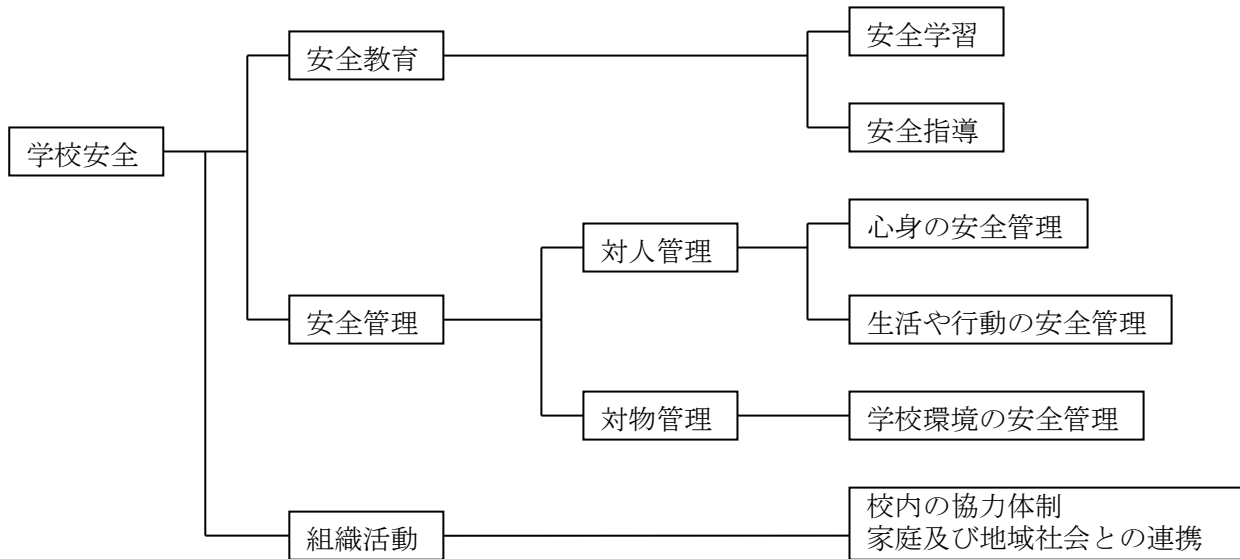
区 分		黒磯地区	西那須野地区	塩原地区	合 計
製造所		1	2	1	4
貯蔵所	屋内貯蔵所	38	27	4	69
	屋外タンク貯蔵所	19	29	11	59
	屋内タンク貯蔵所	6	2	4	12
	地下タンク貯蔵所	61	36	49	146
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	27	35	9	71
	屋外貯蔵所	5	3	2	10
	小 計	156	132	79	367
取扱所	給油取扱所	50	35	7	92
	第1種販売取扱所	2	2	0	4
	第2種販売取扱所	0	0	0	0
	移送取扱所	0	0	0	0
	一般取扱所	55	30	20	105
	小 計	107	67	27	201
合 計		264	201	107	572

〈2-24 学校安全計画の概要〉

(文部科学省安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より抜粋)

○学校安全の定義

学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である。



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、近年、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

○学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健法で作成が義務付けられている学校保健安全計画のうち、安全に関する計画として位置付けられる。学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多い。しかしながら、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

※学校安全計画の内容として考えられる事項

1 安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の安全指導の指導事項
- ウ 学級（ホームルーム）活動、学校行事、児童（生徒）会活動、クラブ活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

- エ 課外における指導事項
- オ 個別指導に関する事項
- カ その他必要な事項

2 安全管理に関する事項

- (1) 生活安全（省略）
- (2) 交通安全（省略）
- (3) 災害安全

- ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- オ その他必要な事項

なお、災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げることとする。

3 安全に関する組織活動

- ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催
- イ 教職員や保護者等を対象とした安全指導、応急手当、防災等の研修に関する事項
- ウ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- エ その他必要な事項

〈2-25 災害時における市町村相互応援関係〉

(1) 災害時における市町村相互応援に関する協定書

災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めるときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応

援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡協議会の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

49市町村長

栃木県知事

(2) 災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前号に定める請求は、応援市町村長名による請求(関係書類添付)により、被災市町村長に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。
 - (1) 応援体制に関する事項
 - (2) 備蓄体制に関する事項
 - (3) 防災訓練に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表 1

(略)

別表 2 市町村の区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田原市、那須塩原市、那須町
日光ブロック	日光市
南那須ブロック	那須烏山市、那珂川町
塩谷ブロック	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
県央ブロック	宇都宮市、鹿沼市
芳賀ブロック	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
安足ブロック	足利市、佐野市

別表 3 応援ブロック

被災ブロック名	応援ブロック名
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

〈2-26 那須塩原市と県外市等との相互応援協定書〉

(1) 東京都足立区との協定書

那須塩原市と足立区との災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 那須塩原市(以下「甲」という。)と足立区(以下「乙」という。)は、いずれかの地域において地震、風水害等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に、相互に援助することにより、被災地の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当窓口を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援することができる。

(応援の内容)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療資器材、防疫資器材、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) ボランティアの派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及び紹介
- (6) その他、特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として応援を要請した自治体を実施するものとする。

ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した自治体から依頼があった場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時立替支弁するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙双方の協議により定めるものとする。

(施行日及び前協定の失効)

第8条 この協定は、平成17年8月1日から施行する。

2 平成7年8月21日付けで塩原町と足立区が締結した「塩原町と足立区との災害時における相互応援に関する協定」は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年8月1日

那須塩原市長
足立区長

(2) 茨城県ひたちなか市との協定書

災害時における相互応援に関する協定書

ひたちなか市と那須塩原市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合には、応援を要請された市は一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第6条 両市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 平成7年8月11日付けでひたちなか市と黒磯市が締結した「災害時相互応援協定」は、この協定の締結とともにその効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月24日

那須塩原市長

ひたちなか市長

(3) 埼玉県新座市との協定

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、那須塩原市又は新座市(以下「市」という。)において、大規模な災害が発生し、被災した市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した市の要請にこたえ、相互に救援協力し、被災した市の応急対策を円滑に遂行するため、締結するものである。

(連絡の窓口)

第2条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあっせん

- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申出があった場合には、応援した市は当該費用を一時立替支弁するものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(施行日)

第8条 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

2 平成17年11月1日付けで西那須野町と新座市が締結した「災害時における相互応援に関する協定書」は、この協定の締結とともにその効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書に署名する。

平成17年11月1日

栃木県那須塩原市長
埼玉県新座市長

(4) 福島県白河市との協定

災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 那須塩原市及び白河市（以下「両市」という。）は、いずれかの市域において地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した市の要請に応え、応援することにより、被災した市の災

害対応を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡する。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与及び応急対策用資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) ボランティアの派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を受けた側が負担するものとし、これにより難しいときは、両市が協議して定めるものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成24年7月2日

栃木県那須塩原市長

福島県白河市長

(5) 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体との協定

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路
- (3) 第2条第2号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担するものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日 (那須塩原市協定参加 平成25年9月25日)

加盟団体 65市町村長

(6) 埼玉県さいたま市との協定

危機発生時における相互応援に関する協定書

さいたま市及び那須塩原市は、地震、風水害その他危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態をいう。以下「危機」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置ができないときに、相互の応援・協力を円滑かつ迅速に行うため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(事前対策)

第1条 両市は、危機発生時に備え、平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 防災計画その他危機管理に必要な資料等の相互提供
- (3) その他必要な事項

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあっせん
- (3) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん並びに民間宿泊施設の情報提供

- (5) ボランティアの派遣
- (6) 危機が発生し、又は発生するおそれがある他の都市に応援等を行う場合における、当該他の都市への中継基地としての受入れ並びに燃料及び宿泊施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、救援用物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、期間及び人員
- (4) 危機の発生場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要した市が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、同市から申し出があった場合には、応援を要請された市は、当該経費を立て替えるものとする。
- 3 応援を要請した市は、前項の規定により立て替えられた経費を、速やかに応援を要請された市に返還するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月10日

那須塩原市長

さいたま市長

危機発生時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、さいたま市（以下「甲」という。）と那須塩原市（以下「乙」という。）との危機発生時における相互応援に関する協定（平成26年10月10日締結。以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前対策)

第2条 協定第1条第1号に規定する連絡体制の整備に当たり、甲及び乙の総合連絡担当窓口を次のと

おり指定する。

(甲) 略

(乙) 略

2 協定第1条第2号に規定する防災計画の相互提供については、防災計画及び防災計画に付随する資料を、その改正の都度提供することとする。

(応援の種類等)

第3条 甲及び乙は、協定第2条第4号に規定する民間宿泊施設の情報提供のうち、危機発生時における市民の避難行動に資すると認められるものについては、あらかじめ市民へ情報を提供するものとする。

(応援の手続き)

第4条 協定第3条に規定する文書による応援の要請は、危機発生時応援要請書(別記様式)により行うものとする。

附則

この実施細目は、平成26年10月10日から実施する。

別記様式(第4条関係) 略

(7) 八溝山周辺地域定住自立圏の構成自治体との協定書

八溝山周辺地域定住自立圏災害時における相互応援に関する協定書

八溝山周辺地域定住自立圏を構成する大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町、棚倉町、矢祭町、埴町、大子町(以下「構成自治体」という。)は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害において、比較的被害が軽く余力のある構成自治体が、被害の大きい構成自治体の応急対策等を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

(応援の種類等)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材等の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の貸与
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等施設の相互利用
- (6) 被災者に対する住宅の提供及びあっせん
- (7) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力
- (8) 前各号の掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする自治体は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日災害応援要請書（様式は任意とする。）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (3) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種別人員及び派遣期間
 - (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、希望する被災者の世帯数、人員及び期間
 - (6) その他応援を必要とする事項等
- （緊急応援）

第4条 応援を行う構成自治体は、応援を受ける構成自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける構成自治体の要請を待たずに応援を開始するものとする。

2 前項の応援については、第3条の応援の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、原則として応援を受けた構成自治体の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた構成自治体と、応援を行う構成自治体が協議して定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第6条 構成自治体は、あらかじめ相互応援に関する担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互提供するものとする。

（応援の調整）

第7条 この協定に基づいて、応援を行う構成自治体が複数あるときは、応援活動を有効に行うため、応援を行う構成自治体間で協議し、調整を行う構成自治体を定めるものとする。

（連絡会の設置）

第8条 構成自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年度1回以上、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、構成自治体の防災主管課担当職員で構成し、事務局は大田原市の防災担当主管課が担当する。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、構成自治体が既に締結している他の相互応援協定に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、構成自治体とその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月30日

構成自治体 8市町長

〈2-27 特殊災害消防相互応援協定〉

特殊災害消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

栃木県広域消防応援等計画

第1章 総則

(本計画の目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条（特殊災害消防相互応援協定書（昭和56年5月20日締結。以下「協定書」という。）を含む。）及び第43条に基づき、栃木県広域消防応援隊（以下「県内応援隊」という。）の効率的かつ円滑な活動及び運用ができる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害等が発生した市町をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町長又は当該市町長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 応援消防機関とは、県内応援隊を出動させる又は出動させた消防機関をいう。
- (6) 県内応援隊とは、被災地に対し、県内各消防機関から参集した応援隊をいう。
- (7) 中隊とは、第二次応援体制における、消火、救助、救急等の任務単位をいい、中隊長の職には、原則として、県内応援隊長の所属する消防本部の職員をもって充てるものとする。
- (8) 代表消防機関とは、栃木県内消防機関の代表として、栃木県及び各消防機関との連絡調整、情報交換を行う消防機関をいい、宇都宮市消防局がその任にあたる。ただし、宇都宮市消防局管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は、次の消防本部がこれを代行（以下「代表消防機関代行」という。）するものとする。

適用順序	消防本部名
1	小山市消防本部
2	那須地区消防本部

- (9) ブロックとは、県内応援隊の編成、出動等を効率的にするため、栃木県を5つの区域に分けた地区をいう。
- (10) 県内各ブロックにおける幹事消防本部及びブロック内消防機関は、次のとおりとする。なお、幹事消防本部管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は幹事消防本部代行がこれを代行するものとする。

ブロック	幹事消防本部	ブロック内消防機関 (○印は幹事消防本部代行)
中央	宇都宮市消防局	—
南東	小山市消防本部	○石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
北東	那須地区消防本部	○塩谷広域行政組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部

南西	足利市消防本部	○佐野市消防本部 栃木市消防本部
北西	日光市消防本部	○鹿沼市消防本部

(11) 現地合同調整所とは、災害現場において、関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うための拠点をいう。

(応援体制)

第3 第一次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、当該ブロック内の他の消防機関が応援出動する。ただし、宇都宮市消防局にあつては、北西ブロック幹事消防本部に要請し、当該ブロック内消防機関が応援出動する。

2 第二次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、県内の消防機関が応援出動する。

(県内応援隊統括班長及び県内応援隊長の指定)

第4 県内応援隊統括班長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、指揮本部内で県内応援隊の管理を行うため応援参集した班員の長をいい、代表消防機関職員（代表消防機関が任務を遂行できない場合は代表消防機関代行職員とする。以下同じ。）を充てるものとする。

2 県内応援隊長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、災害現場において県内応援隊の活動の指揮をする者をいい、代表消防機関職員を充てるものとする。

第2章 指揮体制及び情報連絡体制

(指揮系統)

第5 指揮系統については、図1のとおりとする。

2 指揮者は、指揮本部を統括し、被災地の活動隊を指揮するものとする。

3 県内応援隊統括班長は、指揮者の指揮の下で、県内応援隊の管理を行うものとする。

4 県内応援隊長は、指揮者の指揮に基づく、県内応援隊統括班長の管理の下で、当該県内応援隊の活動の指揮を行うものとする。

5 中隊長は、県内応援隊長の管理の下で、小隊の活動を管理するものとする。

6 小隊長は、中隊長の管理の下で、隊員の活動を管理するものとする。

7 第一次応援体制時の県内応援隊は、指揮者の指揮の下又は被災地消防本部指揮隊の指揮の下で消防応援活動を行うものとする。

(情報連絡体制)

第6 栃木県、被災市町、代表消防機関、被災地消防本部及び県内応援隊等は、迅速かつ効率的な広域消防応援活動を実施するため、次により、被害状況、活動状況及び活動の調整等の連絡を行うものとする。連絡窓口は、別表1-1、1-2のとおりとし、応援体制が決定した後、速やかに別記様式1により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 第一次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

(1) 被災地消防本部は当該幹事消防本部へ連絡し、当該幹事消防本部は、当該ブロック内消防機関、栃木県及び代表消防機関へ連絡するものとする。

(2) 幹事消防本部から連絡を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。

3 第二次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

(1) 被災地消防本部は、栃木県及び代表消防機関へ連絡し、栃木県は被災地消防本部及び代表消防機関以外の消防機関へ連絡するものとする。

4 情報連絡の手段は、次に掲げるとおりとする。

(1) 栃木県、市町、指揮本部、現地指揮所等及び関係機関等間の連絡は、電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、市町防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）とする。

(2) 活動中の被災地消防本部及び県内応援隊の各隊長間の連絡は、原則として主運用波1とする。(別表2 県内の無線通信運用体制のとおり)

(情報共有)

第7 栃木県、被災地消防本部及び県内応援隊等は、支援情報共有ツールを活用し情報の共有に努めるものとする。

第3章 応援要請

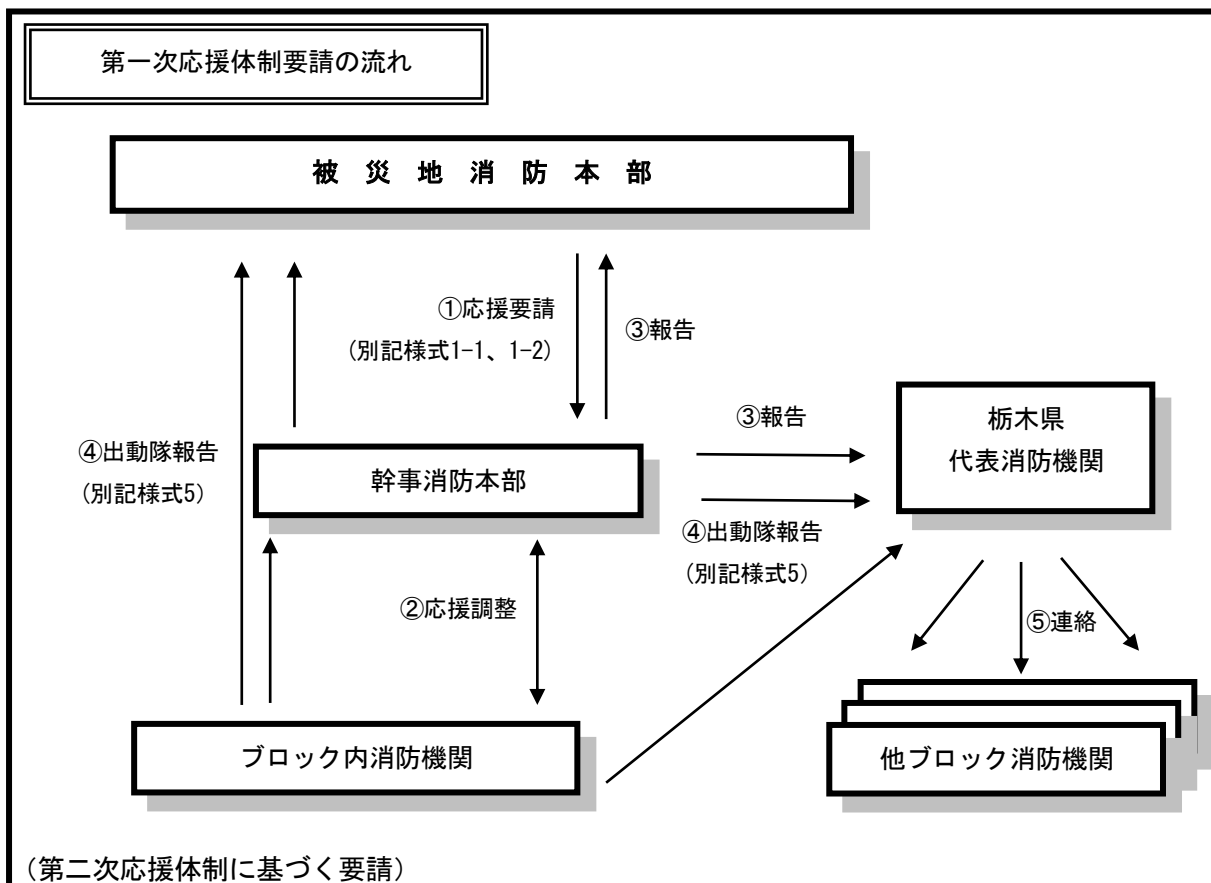
(応援要請準備)

第8 被災地消防本部は、災害の規模等に照らし、他の消防機関の応援要請が予想される場合は、速やかに被害状況を取りまとめ、別記様式1-1、1-2により当該幹事消防本部又は栃木県及び代表消防機関へ要請の準備を行うものとする。なお、第一次応援体制、第二次応援体制の判断は、被災地消防本部の長が行うものとする。

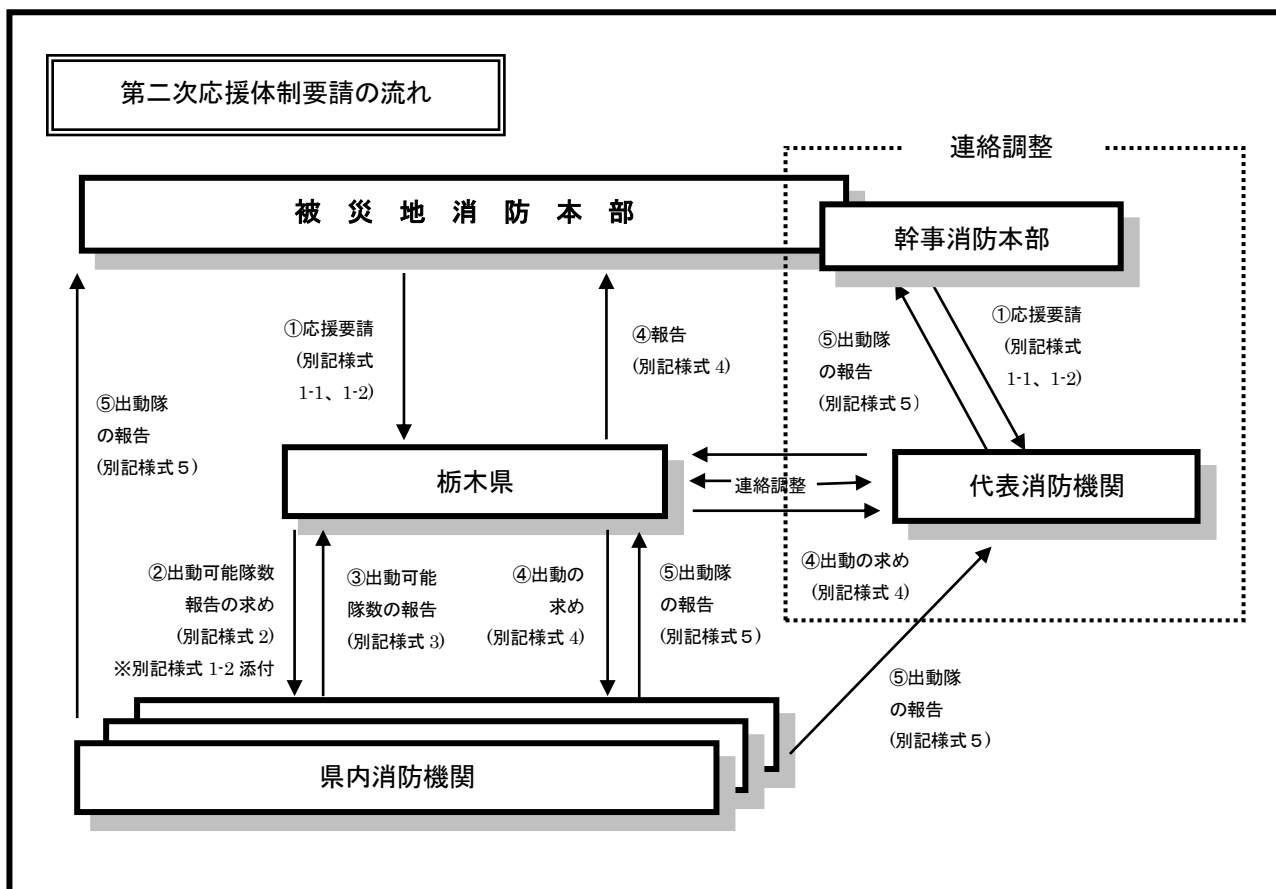
(第一次応援体制に基づく要請)

第9 被災地消防本部は、ブロック内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、被災地の市町長に報告後、幹事消防本部に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。)により別記様式1-1、1-2を連絡する。

- 2 応援要請を受けた幹事消防本部は、その旨をブロック内消防機関に連絡し、応援出動の可否等を取りまとめ、その結果を被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関へ報告する。
- 3 応援消防機関は、被災地消防本部、幹事消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行う。
- 4 出動隊の報告を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。
- 5 第一次応援体制から第二次応援体制に移行する場合は、第10の手続きによるものとする。



- 第10 被災地消防本部は、県内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、幹事消防本部及び代表消防機関と調整の上、被災地の市町長に報告後、栃木県及び代表消防機関に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリにより別記様式1-1、1-2を連絡する。
- 2 応援要請を受けた栃木県は、県内消防機関に対して、別記様式2により出動可能隊数の報告の求めを行う。
- 3 県内消防機関は、栃木県に対して、別記様式3により出動可能隊数の報告を行う。
- 4 栃木県と代表消防機関は、出動隊について調整の上、県内応援隊を編成する。
- 5 栃木県は、別記様式4により県内応援隊の出動の求めを応援消防機関に対して行い、併せて被災地消防本部へ報告を行う。
- 6 応援消防機関は、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行う。



(知事による応援指示)

- 第11 知事は、被災地との通信断絶等により、連絡手段が取れない場合、又は、栃木県消防防災航空隊による状況調査の結果等により知事が非常事態と認めた場合は、被災地消防本部からの連絡要請を待たずに県内各消防機関に対し、出動可能隊数の調査(別記様式2)を行うものとし、代表消防機関等と協議の上、県内応援隊を編成し、出動を指示するものとする。
- 2 知事は、県内の被害状況、県内の消防力、被災地市町等の消防力及び県内応援隊の消防力を考慮し、緊急消防援助隊の出動が必要な非常事態と判断した場合は、法第44条第1項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 緊急消防援助隊の応援要請に係る事項については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるとおりとする。

第4章 受援体制

(指揮本部の設置)

第12 被災地消防本部は、県内応援隊の応援出動が決定した場合において、同隊を円滑に運用し、災害防御及び人命救助等の消防活動を実施するため、指揮本部を設置するものとする。

なお、指揮本部体制等については、各消防機関受援計画で定めるものとする。

(県内応援隊統括班の設置)

第13 指揮者は、第二次応援体制に基づく応援が決定した場合は、指揮本部内に県内応援隊統括班を設置し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 県内応援隊の管理及び安全管理に関すること
- (2) 被害状況及び災害対策等の各種情報の集約、整理及び共有に関すること
- (3) 緊急消防援助隊出動決定時における応援等支援班の管理に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

2 県内応援隊統括班は次に掲げる班員で構成するものとする。

- (1) 代表消防機関職員（2名）
- (2) 当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）職員（4名）
- (3) 代表消防機関及び当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）のみでは班員6名を確保できない場合において、代表消防機関代行が班員の不足を補う。

3 県内応援隊統括班に派遣された代表消防機関職員は、県内応援隊統括班長として、県内応援隊統括班を統括するものとする。

(現地合同調整所の設置)

第14 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、栃木県DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置するものとする。

(任務付与及び情報提供)

第15 指揮者は、指揮本部に到着した県内応援隊統括班長より県内応援隊の進出状況等の報告を受け、次に掲げる事項について任務付与及び情報提供をするものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、部隊数、現場指揮隊長名
- (4) 活動方針
- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他必要な事項

(市町災害対策本部への派遣)

第16 指揮本部は、市町に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、当該市町災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県災害対策本部への派遣)

第17 指揮本部及び代表消防機関は、県に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、県災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県内応援隊の進出拠点)

第18 県内応援隊の活動及び集結等のための進出拠点は、次に掲げる事項を考慮し別表3のとおりとする。

- (1) 地理的条件の良い幹線道路の近接場所
- (2) 多数の隊が集結できる場所
- (3) 避難所と異なる場所
- (4) その他進出拠点として適当と思われる場所

2 指揮本部は、必要に応じ進出拠点を設置するものとする。

(誘導員の配置)

第19 指揮本部は、県内応援隊の誘導員を必要に応じて確保するものとする。

(その他)

第20 医療機関の所在は、別表4のとおりとする。

2 各消防機関等は、消防活動上必要な地図を事前に整備するものとする。

第5章 応援等出動

(応援準備)

第21 応援消防機関は、大規模災害等の発生を覚知した場合、あらかじめ定めた部隊編成等に基づき、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 応援出動の可否
- (2) 対応可能な災害種別
- (3) 応援必要資機材
- (4) 残留消防力
- (5) その他必要な事項

(県内応援隊統括班員の派遣)

第22 県内応援隊の応援出動が決定した場合は、第13第2項に定める該当消防本部は、指揮本部へ県内応援隊統括班員を派遣するものとする。

2 県内応援隊統括班は、県内応援隊及び関係機関と連絡を取り、効率的な活動を行うため、携帯無線機等の通信機器を持参するものとする。

3 県内応援隊統括班に派遣する職員については、各消防機関で事前に指名しておくものとする。

(県内応援隊の部隊編成)

第23 県内応援隊の第一次第二次別の部隊編成は、ブロック内消防機関間で協議の上、あらかじめ定めるものとし、栃木県及び代表消防機関に報告するものとする。

(応援活動のための資機材)

第24 県内応援活動に備え、各消防機関は保有資機材の状況を明らかにするとともに、その整備に努めるものとする。

(県内応援隊の応援出動)

第25 県内応援隊の応援出動が決定した場合、応援消防機関は、次に掲げる事項について確認し、速やかに出動するものとする。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 活動地域及び任務
- (3) 災害対応に必要な資機材
- (4) 活動拠点及び出動ルート

(現場到着報告)

第26 県内応援隊長は、現地到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について現場指揮隊長及び県内応援隊統括班長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、隊数
- (4) 活動方針
- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他活動上必要な事項

2 県内応援隊は、現地到着後、隊名、規模及び保有資機材等について、県内応援隊長に対して報告するとともに、前項の事項について情報を共有するものとする。

(応援の期間)

第27 応援の期間は、各消防機関からの出動時から帰署(所)までの間とする。

(応援の中断)

第28 応援消防機関の事情等で県内応援隊の派遣を中止しなければならない特別な事由が生じた場合、応援消防機関は、指揮者及び県内応援隊統括班長に連絡の上、応援を中断することができる。

第6章 後方支援活動

(後方支援体制)

第29 指揮者は、第二次応援体制時において、県内応援隊の活動が長期化し後方支援活動が必要と判断した場合は、県内応援隊統括班長と協議の上、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制を構築するものとする。

2 栃木県及び県内消防機関は、後方支援体制の整備のため相互協力に努めるものとする。

(後方支援活動拠点)

第30 後方支援活動拠点は別表5のとおりとする。

2 指揮本部は、栃木県及び代表消防機関と協議の上、必要に応じ後方支援活動拠点を設置するものとする。

(後方支援隊の任務)

第31 後方支援隊は、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援場所の設置及び維持
- (2) 物資の調達及び搬送
- (3) 車両及び資機材の保守管理
- (4) 交代要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(県内応援隊の交代)

第32 応援消防機関は、県内応援隊の活動が長期化した場合、応援消防機関ごとに出動隊の活動期間を決定し、交代要員を派遣するものとする。

2 応援消防機関は、出動隊の交代要員を派遣した場合、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行うものとする。

第7章 活動終了

(県内応援隊引揚げの決定)

第33 第一次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、現地指揮所等からの活動報告を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。
 - (2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、第6の方法により関係機関へ連絡するものとする。
- 2 第二次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、現地指揮所等及び県内応援隊長からの活動報告、県内応援隊統括班長との調整の結果等を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。
- (2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、県内応援隊統括班長を経由し、各県内応援隊へ

連絡するとともに、第6の方法により関係機関へ連絡をするものとする。

(活動終了報告)

第34 第一次応援体制に基づき参集した県内応援隊は、県内応援隊引揚げの決定がされた場合、次に掲げる事項を現地指揮所等へ報告の上、被災地から引揚げるものとし、報告を受けた現地指揮所等は、指揮者へ報告するものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

2 第二次応援体制に基づき参集した県内応援隊長は、県内応援隊の引揚げが決定された場合、当該県内応援隊について、前項に掲げる事項を県内応援隊統括班長へ報告し、被災地から引揚げるものとし、報告を受けた県内応援隊統括班長は、指揮者へ報告するものとする。

(帰署(所)報告)

第35 県内応援隊が帰署(所)した場合、当該隊の属する消防機関は、次に掲げる機関へ、速やかにその旨を報告するものとする。

- (1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部
- (2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

(活動結果報告)

第36 出動した県内応援隊の属する消防機関は、別記様式6により活動結果報告を次に掲げる機関へ報告するものとする。

- (1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部
- (2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

第8章 その他

(消防応援等連絡会議の実施)

第37 栃木県は、消防の応援及び受援体制の円滑な推進を図るため、県内消防機関及び関係機関等と消防応援等連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第38 栃木県及び代表消防機関は、第一次応援体制及び第二次応援体制の迅速かつ円滑な運用を図るため、情報伝達、県内応援隊編成及び指揮運用等について訓練を実施するものとする。

(経費の負担)

第39 応援に要した費用は、協定書第7条に定める経費の負担とする。

附則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

※図1 (略)

別表1～5 (略)

別記様式1～6 (略)